

## 令和3年第3回砂川市議会定例会

令和3年9月15日（水曜日）第3号

### ○議事日程

- 開議宣告
- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 5号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第 6号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 7号 砂川市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 9号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第 10号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第 11号 令和2年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて  
議案第 12号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて  
議案第 13号 令和2年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて  
議案第 14号 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて  
議案第 15号 令和2年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて  
議案第 16号 令和2年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて
- 日程第 6 議案第 17号 令和3年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 7 議案第 18号 砂川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 8 報告第 1号 令和2年度砂川市健全化判断比率の報告について
- 日程第 9 報告第 2号 令和2年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について  
報告第 3号 令和2年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 10 報告第 5号 監査報告  
報告第 6号 例月出納検査報告
- 日程第 11 意見案第 1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求

- める意見書について
- 意見案第 2 号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書について
- 意見案第 3 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を  
求める意見書について
- 意見案第 4 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について
- 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

沢 田 広 志 君

武 田 真 君

- 日程第 2 議案第 5 号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 議案第 6 号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 議案第 7 号 砂川市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 日程第 3 議案第 9 号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ  
いて
- 日程第 4 議案第 10 号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め  
ることについて
- 日程第 5 議案第 11 号 令和 2 年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
- 議案第 12 号 令和 2 年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求め  
ることについて
- 議案第 13 号 令和 2 年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求め  
ることについて
- 議案第 14 号 令和 2 年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求め  
ることについて
- 議案第 15 号 令和 2 年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定  
を求めることについて
- 議案第 16 号 令和 2 年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を  
求めることについて
- 日程第 6 議案第 17 号 令和 3 年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 7 議案第 18 号 砂川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 8 報告第 1 号 令和 2 年度砂川市健全化判断比率の報告について

- 日程第 9 報告第 2号 令和2年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について  
 報告第 3号 令和2年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について  
 日程第10 報告第 5号 監査報告  
 報告第 6号 例月出納検査報告  
 日程第11 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求  
 める意見書について  
 意見案第2号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書について  
 意見案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を  
 求める意見書について  
 意見案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

○出席議員（12名）

議 長 水 島 美喜子 君	副議長 増 山 裕 司 君
議 員 中 道 博 武 君	議 員 多比良 和 伸 君
佐々木 政 幸 君	武 田 真 君
飯 澤 明 彦 君	増 井 浩 一 君
北 谷 文 夫 君	沢 田 広 志 君
辻 勲 君	小 黒 弘 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	信 太 英 樹
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	湯 浅 克 己
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部 部長	熊 崎 一 弘
兼 会 計 管 理 者	
総務部 審議監	安 原 雄 二
市 民 部 長	河 原 希 之

保 健 福 祉 部 長	安 田 貢
経 済 部 長	中 村 一 久
経 済 部 審 議 監	東 正 人
建 設 部 長	近 藤 恭 史
建 設 部 技 監	小 林 哲 也
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 次 長	山 田 基
病 院 事 務 局 審 議 監	洪 谷 和 彦
総 務 課 長	板 垣 喬 博
政 策 調 整 課 長	井 上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	峯 田 和 興
指 導 参 事	小 林 晃 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	山 形 讓
-------------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	熊 崎 一 弘
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 村 一 久
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	為 国 修 一
事 務 局 次 長	川 端 幸 人
事 務 局 主 幹	山 崎 敏 彦
事 務 局 係 長	斉 藤 亜 希 子

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 水島美喜子君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） それでは、通告に基づいて大きな2点について一般質問をさせていただきます。

まず初めに、大きな1点目であります。ヘルプマークの取組についてであります。ヘルプマークは、障がいのある人や難病の人、発達障がいの診断を受けた人などで、援助や配慮を必要としていることが外見から分からない人々が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。市でも希望される方へ配布されておりますが、多くの人たちへ認知度を高め普及を進める必要があると考えますが、取組について伺います。

大きな2点目であります。エンディングノート作成配布についてであります。エンディングノートは、自分についての情報や友人、知人、仕事関係者などの情報、そして自分に万が一のことが起きた場合に用意しておく、家族など大切な人に思いや希望を伝えるノートとされており、昨今では葬儀や相続の問題など、いざというときに残された家族が迷ったり困ったりしないようにと準備しておく方が増えてきております。そして、残される家族の負担を減らしたり、生きているうちに自分の死を見詰めることで、今をより自分らしく前向きに生きようとするものとされております。

全国的にも市町村が独自に作成して無料で配布している自治体が増えてきており、市としても作成配布を進める必要があると考えますが、取組について伺います。

以上、1回目といたします。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君（登壇） 初めに、大きな1のヘルプマークの取組についてご答弁申し上げます。

ヘルプマーク及びヘルプカードは、平成28年4月に施行された障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、外見からは配慮を必要としていることが分かりにくい方の意思表示を支援するため東京都が作成したものであり、北海道においては平成29年度に導入されたものであります。

ヘルプマークは、人工関節を使用されている方、精神障がいや知的障がい、発達障がい

のある方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方などが周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするために身につけるものとして、ヘルプカードは緊急時の連絡先やかかりつけの医療機関等を記載できる紙製のカードで、援助を必要とする方が携帯し、必要な支援や配慮を依頼するときに提示するものとして活用されております。北海道では、導入後ＪＲ北海道やバス運行会社など交通事業者との連携を図るほか、他の民間事業所にも協力を依頼し、認知度が高まるよう取組を進めております。

市では、北海道が作成したヘルプマーク、ヘルプカードガイドラインに準じて砂川市ヘルプマーク配布要領を定め、平成２９年１１月から普及に向けた取組を開始しており、これまでに希望者に対しヘルプマークを１０７個、ヘルプカードを３５１枚、それぞれ社会福祉課窓口において配布しているところであります。また、ヘルプマーク及びヘルプカードの普及啓発のため、平成２９年度及び令和元年度において市内の小中学校、高校、障害福祉サービス事業所、高齢者サービス事業所、医療機関に対してポスターの掲示を依頼したほか、平成３０年度以降は１２月３日から９日までと定められている障害者週間に合わせ、広報すながわ１２月１日号に掲載している特集記事の中で紹介することや、市ホームページへの掲載などにより周知に努めているところであります。

続きまして、大きな２、エンディングノートの作成配布についてご答弁申し上げます。核家族化や高齢化の進展に伴い、高齢者の中には子供や身近な人と話し合う時間が持たず、自らの意思を伝えることができないまま医療や介護サービスを受ける状態となる方が増加していると考えられ、今般のコロナ禍を背景として終末期について考える方も増えていると言われております。エンディングノートは、自分自身の人生を振り返るとともに、誰もがいつの日か迎える人生の最期に備えて自らの意思を明確にしておくため、医療や介護を利用するに当たっての考えや大切な人へ伝えたいことを書き残しておく有用性があるものとされております。これには、遺言書のような法的効力はないものの、高齢者福祉の観点から住民へ無料で配布している自治体もあり、北海道内の３５市を対象とした調査では９市が独自に作成、あるいは民間企業と共同で作成している状況となっております。

市は、これまで高齢になっても自立した生活が継続できるように、地域に根差した介護予防活動への支援を行うとともに、地域包括支援センターが高齢者やその家族への総合相談窓口として介護予防ケアマネジメントを行うなど、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めてきております。また、日常生活の自立度や判断能力の低下などにより、財産管理や契約行為が難しくなった高齢者などに対し、社会福祉協議会内の成年後見支援センターを相談、支援の拠点として位置づけるなど、財産管理や身上看護に係る需要に対応できるよう権利擁護にも努めてきたところであります。

エンディングノートの作成配布に関しましては、最期まで自分らしい人生を送るための準備、いわゆる終活の一つとして有効な手段と認識しておりますが、このノートは市販されている有償のものから無償で入手できるものまで様々な形式があり、個人のニーズによ

っては利用価値も変わってくるものと考えられるところであります。つきましては、市が一律化した形式で希望者に配布することについては、今後の検討が必要になるものと考えているところであります。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、今ほど答弁をいただきましたので、まず1点目のヘルプマークについて再質問をさせていただきたいと思えます。

こちらにヘルプマークのチラシがございます。これは、昨年2月に私たちの会派公正会で三重県伊勢市に訪問をして、視察をさせていただきました。障がい者サポーター制度ということで、その中でもこのヘルプマークということで出されておりましたので、今回改めて一般質問を通して皆さんにもヘルプマークを知っていただきたいということも含めて質問させていただいております。

皆さん、このヘルプマーク、恐らく知っている方は知っているのでしょうか。また、今現在旧庁舎解体工事しておりますよね。解体工事の庁舎を覆っている幕、シートのところに、今回解体を請け負っている会社さんがヘルプマークを掲げているのです。それを見る機会が普通にあるかと思うのです。ですから、改めてこのヘルプマークというものを、私も今回伊勢市のチラシ頂きましたので、皆さんにこうやって出させていただいておりますけれども、私たちの身近にもこのようにヘルプマークというものを掲示しているところがあります。ぜひ庁舎で働いている市の職員の皆さん方は庁舎に出勤される時、退出される時、旧庁舎の解体工事現場を通るときに見ていただければ、これがヘルプマークなのだなといったことで知っていただければと思っております。

今ほど答弁をいただきました。砂川市もヘルプマークについて配布をしているということで、これは現実の話で、平成29年11月からと。そもそもこのヘルプマーク、先ほど法律の施行に伴って東京都が作成をされて、JIS規格にのっとって全国の自治体でそれを採用して配布ということで進められてきました。そういった流れの中でありましたけれども、先ほど答弁の中でもありましたヘルプマークについて107個、そして、今回ヘルプカードについてはお聞きをしませんけれども、ヘルプカードも約350枚ほど利用されているという方もいらっしゃるということでもありますけれども、ここでもう少し詳しくお聞きしたいのは、まずこの107個のヘルプマーク配布をされておりますが、先ほど答弁の中にもありましたように、ヘルプマークを利用される方たち、障がいの形というのか、そういったことも答弁いただいておりますけれども、まずヘルプマークを配布した107個のうちどのような障がいを持っている方たちに配布をされているのか、この辺分かっているのであれば聞かせていただけないかと思えます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 ヘルプマークのこれまでの配布につきまして、どのような障がいを持っている方となっているかという内訳でございますけれども、まず身体障がい

をお持ちの方、こちらが41%、この41%は外部障がいの方が25%と内部障がいの方が16%という状況でございます。また、認知症や鬱病などの理由による方が25%、知的障がいのある方が14%、精神障がいのある方が13%、難病の方が7%といった状況になってございます。なお、この年齢別の交付の状況でありますけれども、60代以上の方が全体のおよそ5割、そして10代から50代の方がそれぞれ10歳刻みでおよそ1割ずつという状況になってございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今ほどヘルプマーク配布に当たっての障がいの分類、内訳といったことでお聞かせをいただきました。年代もお話しいただいてありがとうございます。60歳代以上が大体5割を占めているということであると分かりました。

ここで若干お聞きしたいことは、今内訳をお聞きしました。そこで、ヘルプマークの場合、妊婦初期の方もいらっしゃるのですけれども、これについては今回数字的には出てきてはいないのですけれども、市としては妊婦初期の方たち含めてどんな対応をされているのか、この辺聞かせていただけないでしょうか。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 ヘルプマークの交付で妊婦の方については、今まで交付件数はございませんけれども、当市といたしましてはふれあいセンターにおいて母子手帳を交付する際にマタニティマークを対象となる方にお渡ししておりますので、こちらのヘルプマークについてはこれまでのところ交付の実績はないということで対応をさせていただいております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 妊婦初期の方についてはマタニティマークといったことでされているということで、おおむねヘルプマークも妊娠初期の方もヘルプマークを持参して対応とあるけれども、市の場合はふれあいセンターでマタニティマークということで、ほぼ同様なことなのかなと思って理解をさせていただきたいと思います。

そこで、先ほど配布が107個であって、ヘルプカードは351枚あって、三重県伊勢市をお伺いしたときに、大体ヘルプマークとヘルプカードの枚数とか個数というのはほぼ似たような数字なのです。我々会派で行って来ましたから、若干お話をしますと、伊勢市の場合、平成30年で大体600枚程度だったのが、それが導入しますと決めた途端に障がい者サポーター制度を通して3倍から4倍ぐらいに利用する方含めて増えているといったことがありました。そういったことも見させていただいてはいたのですけれども、そこで市の場合、障害者手帳を持っている方、事務報告書を見ると発行数、継続とか新規も含めたら大体1,200弱ぐらい、身体障害者についてですけれども、あったかなと思っていきます。それであれば、もっとヘルプマークを希望する方がまだたくさんいていいのかと思っております。それと、先ほど伊勢市の話をしましたように、ヘルプカード351枚が



あるのであれば、同等ぐらいの数があってもいいのかと私は思うのですけれども、この辺り本来であれば市内のもっと多くの皆さんがいらっしゃる中でヘルプマークがもっと増えていく要素があったのかとと思っているのですけれども、この辺りどういう形になっているのか聞かせていただけないでしょうか。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 ヘルプマークの交付状況と障害者の手帳をお持ちの方の状況についてご説明いたしますと、令和3年9月時点において各種障害者手帳の交付実績といたしましては、身体障害者手帳がおよそ1,150人、療育手帳がおよそ250人、精神障害者手帳がおよそ140人という皆様に交付しておりまして、重複して手帳を持っていらっしゃる方もいらっしゃいますけれども、合計しますとおよそ1,540人という形になっております。ヘルプマークが107ということからいきますと、交付の実績は1割に満たないという状況でございます。この件につきましては、基本的に希望者の方に配布させていただいているということで、現時点ではこういった状況になっているところでございますが、近隣の市にも障害者手帳の交付状況とヘルプマークの交付の実績の割合というところを何市か照会をかけますと、手帳をお持ちの方に対して1割未満のヘルプマークの交付実績という状況となっております、普及については各自自治体において課題となっていると受け止めているところでございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 ヘルプマークの関係で、障害者手帳もあるけれども、これは基本的に希望される方に配布ということなのですけれども、希望される方がもっと増えていいのかと私は思っているものであります。

普及についても一つの課題であると、最後部長がお話もされました。ヘルプマークは、北海道が平成29年度に導入を始めて、そのほかにガイドライン等、要綱もありまして、道内の多くの皆さんへ理解をしてもらうための普及活動といったことも各自自治体をお願いしたいといったような雰囲気も書かれておりました。

1回目の答弁で、市としての取組自体は聞かせていただきました。ただ、その中で少しまだ足りない部分あるのかと思うのは、その中では、例えば大型商業施設、この辺でいうと食料品のスーパーだとかホームセンター、要は多くの人が集まる場所。ただ、今のコロナ禍の時代で非常に厳しいところありますけれども、そういったところでのPRというか周知活動といったことも私はあってよかったのかなと思っています。決して市が何もやっていないということではなくて、さらなること。ですから、例えば市ではホームページももちろん掲載もされていますし、さらには障がい者福祉のしおりがあるのですけれども、その中にもヘルプマークについては掲載もされております。ですから、市としてできることはできることとしてやられていると思うのですけれども、さらにより一層そういったことを含めてやっていくことによってヘルプマークというものを皆さんが知って、なおかつ

認知もして、そしてそれをまた希望する方が増えて、ヘルプマークをつけて日常の活動をしていけるのではないかと。また、そういったことになってほしいと思っております。そういったことを含めて、より一層ヘルプマークの認知度を高めていくという取組が大変重要だと考えておりますけれども、この辺り今後どのような周知とか啓発というものをまず考えられているのかについて聞かせていただけないでしょうか。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 今後の周知への取組という点に関しまして、まず身近なところで恐縮ですが、社会福祉課の窓口の中で来庁された方にヘルプマークについて関心を持っていただくような、そういった取組を進めてまいりたいと思っておりますし、ポスターの掲示ということに関しましては、市内の関係機関等に改めて依頼申し上げる中、周知を図ってまいりたいと考えてございます。

また、障がいを持つ方に対しての総合的な施策、この長期計画であります砂川市の障害者福祉計画、これは現在第3次でありまして、令和5年度から第4次計画となってまいります。その前年度には一般市民の方を含めてアンケートなども行ってまいりたいと考えてございますけれども、その中にはヘルプマークについての認知度について質問項目を設けるなど、どれぐらい理解度が広まっているのか、そういったことも確認しながら今後取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今後の周知啓発について、今、後半には障害者福祉計画の関係のお話もいただきました。北海道は、北海道障がい福祉計画、これは令和3年度から令和5年度の3年間です。この中にもヘルプマークのことについては推進すべきだといったことで項目も載っております。私も令和3年から令和5年、同じように砂川市障害福祉計画、恐らく先ほど部長言われたのは障害者福祉計画なので、障害福祉計画はもともと目的が違うので、その中に載っていないくて、あれ、なぜ載っていないのかと思っていたのですけれども、今ほど答弁いただきました。今現在第3次砂川市障害者福祉計画、これは平成25年度から平成34年度ということで、言うならば令和4年度までの10年間で現在取り進められている。となると、恐らく次はまた新しい計画を策定しなければいけないのだろうと思ったら、もう来年にはその準備を行っていかねばいけないといったところで、今ほど答弁いただきました障害者福祉計画の今後についてはアンケート等を含めながら進めていきたい。要は、周知啓発をできるようになればいいなといったことでのお話かなと思います。ぜひこの辺は、一つ一つを皆さんに知っていただき、より多くの皆さんに認知されることによって、利用者の皆さんがより一層利用できるような形になっていただければと思っています。

それで、最後に私もヘルプマーク、大変興味があるという言葉ではなくて、親しみを持ってこのヘルプマークを大事にしていきたいという一人でもございますので、認知をして

もらうためにも、今ほど今後の周知啓発についてもしっかりやっつけようというお考えも出たようですけれども、砂川市内だけではなくて、道内主要都市または道外にてヘルプマークに接する機会があるし、接したならばそれに対応できる市民の皆さんをたくさんつくっていくことが私は必要であると思っております。決して砂川市内だけの話ではないと思っています。プライベートな旅行など、仕事での地方出張などでヘルプマークを通して配慮のお手伝いができることも想定して、ぜひ認知をされる、ヘルプマークを知ってもらう方を増やしていただくことが重要であると思っております。これが障がい者に優しいまち、思いやりのあるまち砂川となることと私は考えておりますので、ぜひしっかりした形で、今回ヘルプマークのことでありますけれども、期待もしておりますので、積極的にやっていただきたいということで、このことについてはお話をして終わりたいと思います。

続いて、大きな2点目に入ってまいりたいと思います。エンディングノートの作成配布についてということであります。今ほど答弁をいただきました。最終的には、今後の検討が必要になるものと考えますということで、最後の答弁のことだけお話をさせていただきますけれども、今回初めて提案をさせていただきました。私も65歳になって、高齢の皆さん方の生きがいくつくりといったことでは身にしみてきている一人でもあります。そういったところで、今ほど答弁いただいた中で道内35市中9市のまちで作成して、また配布をされているといったことで、恐らくこの辺調べるに当たってもやり取りをされていると思うのですけれども、もう既に先進的にやられているまちでもありますので、この辺市としてこう取り組んでいるまちについて、具体的にどのような取組をされているかについて、いま一度聞かせていただけないでしょうか。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 全道で既に取り組んでいられる9市のうち一部の市であります。取組内容について照会いたしましたところ、空知管内のある市においては、平成30年度から作成され、今年度は200部作成していられるということで、市民の方からは高齢期に向けて前向きに考えるようになったといった声が寄せられているということでございます。こちらの市では、終末期に関して普及、ご理解を深めていただくということで、講習会を年間6回から7回開催されていると。合わせて100人ぐらいの方が参加されているようですけれども、そういった講習会の中でエンディングノートについても配布の上、説明をされているといった旨をお聞きしてございます。

また、石狩管内のある市では、作成に当たって高齢者のご意見を伺いながら記載項目を精査して、民間とは違って簡易、質素な形式のものを作られたということで、今年度500部作成されているという状況についてお聞きしたところでございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 ありがとうございます。一部の事例なのでしょうけれども、詳しくお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

道内でも私が知っている中で、例えば最近では北広島市も作成をして配布をされておりますし、音更町も作成して配布をされております。それぞれ作成してからの配布方法は北広島市も音更町も違いがあるのですけれども、そういったまちもしっかりとやられているということで、これ自体が少しずつ増えてきているのだということを実感させていただいています。もちろん全国的にも少しずつ増えてきていると見させていただいているところでもあります。

そこで、先ほど答弁の中にもありましたので、またお聞きしたいと思うのですけれども、答弁の中には地域包括支援センターの仕事の関係も含めて、また社会福祉協議会内には成年後見センターと権利擁護の関係もやられているといったことで、それぞれの団体、関連する機関というのか団体と、いろいろ連携を取ったりする機会もあるかと思えます。今回のエンディングノートを通して、いま一度市民の終末期に対する考え方等も含めて、こういったことを地域包括支援センターとか社会福祉協議会の団体といろいろな機会で話し合いというのか、このことについてどうなのだろうといったことがされているのかどうか、この辺聞かせていただけないでしょうか。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 これまでのところ、直接的にエンディングノートだけを話題としまして、地域包括支援センターや社会福祉協議会と協議をといるところには至ってはございませんけれども、地域包括支援センターにおいては認知症の初期相談など、市民の方からのお問合せをいただく中で終末期に向けた考え方をしっかりと持っている高齢者の方は、ノートという形ではなくても、先々のことを小まめに記録されていると。そういった方もいらっしゃいますというお話はお聞きいたしました。

また、社会福祉協議会、権利擁護に関してご相談を多数受ける中で、終末期に向けた考えを持つことが大切であるということはお聞きしておりますし、その周知啓発がまず重要ではないかということで、この点についてはお話を伺ったところでございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 このエンディングノートについてというよりも、高齢者の関係、終末期の関係も含めて幅広くその部分、それぞれの団体ともお話をしたのかと受け止めさせていただきたいと思えます。

エンディングノート、私今回初めて提案をさせていただきました。各自治体でどんどん増えてきているのだということを改めて見させていただいたので提案に至ったわけですが、エンディングノート、各自治体で実施されていますがメリットもデメリットもあります。配布方法も様々だなと思っています。ただ、メリットの中には、市販されているエンディングノートとは違って、地域の情報、例えば医療情報も含めて高齢者に関する情報、そのまちに住んでいる、特に高齢の皆さんにとって必要としている情報も一緒に加味しながら、中身的には記入しやすく、何回記入してもいいようにシンプルに作られている。

ある程度民間と比べるとページ数もどちらかというとい少ない。それだけ、先ほど簡素にというお話もいただきました。簡素にされている部分があって、これが共通のものになっていくのかと思っております。そういったことを含めて、例えば配布の方法にしても、先ほどお話をしました北広島市はたしか冊子を作って直接配布なのです。音更町は、直接配布もしくはダウンロード、記入するためにパソコンを使って、ワード、エクセルのソフトに記入できるタイプ、もしくはPDFというソフトで印刷をしてそれに記入できる。全国を見ますと、大体どちらかか、もしくは併用します。冊子作りながら、なおかつパソコンを使って記入できる、もしくはダウンロードしてそれを作れる、記入できるといったことでされておりますので、金額的なものもそれぞれ違いがあるのだらうと思っておりますし、先ほど1回目の答弁にもありました民間との協働といった部分で、あるところでは大手生命保険会社とタイアップして作られているといったところもありますし、例えばこれはエンディングノートではございませんが、市で発信しています電話帳として砂川市くらしの便利帳という、これは2020年度の保存版でございます。家から持ってまいりました。この中には幅広く載っていますけれども、エンディングノートに関しては高齢者福祉だとか介護保険だとか、高齢者に特化した部分、さらには文字も大きく、今広報すながわがUDフォント、ユニバーサルデザインフォントを使っていますから、高齢者だとか含めて皆さんに見やすくなるような、そういったことも工夫しながらできるのは、自治体で作るエンディングノートなのかと思っております。

先ほど医療情報とお話をしましたけれども、砂川は数年前から消防による救急医療情報キット、御存じかと思うのですけれども、自分が疾病を持っている場合に病名とか利用している薬だとか含めて、プラスチックの容器、シンプルなものです。それを冷蔵庫に入れておく。事前に消防に伝えておいて、万が一何かあれば、救急車で来たときにそれを開いてみるといった対応ができるといったこともありますし、それを逆にこういうエンディングノートを我々の地域版の中に医療情報としてしっかりと入れる、記入するということがありますし、あるまちにおいては孤独死を防ぐための方法、砂川市の場合は高齢者見守りでみまもりんごということで積極的な活動をされて成果も上げているとお聞きしております。さらには、空き家対策といったところで使われているところもあります。それは、全国津々浦々、それぞれのまちの状況によっての使い方なのかと思っておりますけれども、そんな使い方もしながらあるかと思っております。

そこで、改めて今後検討していくということでもありましたけれども、それぞれの各関係機関との情報交換だとか状況、他市の状況も含めて少しずつ把握をしてきている市として、いま一度この取組についてどのような考えをされているのか、再度お伺いをしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 先進的に取り組んでいられる自治体の状況ですとか、また

関係機関から情報交換をさせていただく中で、このエンディングノートにつきましては高齢者の生きがいづくりにも一定程度お役立ちになるという部分、またご指摘のとおり緊急時に備えておくという点で高齢者の方にとっての安全、安心な日常生活にもつながるといったメリットがあるかと存じます。そういった情報を踏まえながら、市として検討すべき事案といたしまして、直接的に配布という形での取組を進めていくところからスタートするか、まずこういったエンディングノートということがありますということも多くの方に知っていただく、そういった周知、広報、そのような間接的な取組からスタートしていくのがよいか、そういったことを踏まえて地域包括支援センターや社会福祉協議会ともまた情報交換をさせていただきながら検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 先ほどから何回も言っていますが、今回初めて提案をさせていただいております。いろいろな関係団体とも連携を取りながら情報交換もされているというのは十分承知をしております。

最後の一例として、これは発行しているところは自治体もあれば、社会福祉協議会が発行されている場合もあったり、もしくは地域包括支援センター、恐らくそれは大都市圏の部分が多いのでしょうか、そういったところでも作成して配布しているといった状況があります。いま一度、初めてのケースでもございますので、できましたら前向きな検討もしながら、これが必要なかどうかということも内部の中で検討して、私も提案をさせていただいておりますので、できる限り前向きに検討していただければありがたいと思いますが、そんなことを期待しながら、私の一般質問をこれにて終わりたいと思います。

終わります。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 （登壇） それでは、通告に基づきまして、私からは大きく3点について伺います。

大きな1、新型コロナウイルス感染症等対応時の業務継続等についてであります。新型コロナウイルス感染症については、感染力の強いデルタ株による感染拡大が全国的に進んでいる状況です。特にクラスター（感染者集団）については、職場や学校での広がりを見せています。また、道内の自治体において、庁舎内等でクラスターが発生したことにより、職員が自宅待機等を余儀なくされ、自治体の業務に支障が生じた事例も見受けられます。

自治体の業務については、市民の生命を守り、または市民生活を維持するために中断することが難しい業務もあることから、新型コロナウイルス感染症等により市職員に自宅待機等が生じた場合においても、庁舎内で働く人や利用者の生命と健康を守りつつ、必要な業務については継続していかなければならないものと考えます。そこで、以下の点について伺います。

- (1) 市庁舎における感染症対策の状況について。
- (2) 働き方の新しいスタイル等の実践状況について。
- (3) クラスター等が発生した場合の業務継続の考えについて。

大きな2、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等についてであります。国内の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の増加に伴い、8月から道内の小中学校においてもクラスターの発生が相次いでいるところです。

また、9月に入ってから道内では臨時休業及び学級閉鎖が続発していることから、今後の教育活動等についてはこれまで以上に感染症対策を徹底しなければならないものと考えます。そこで、以下の点について伺います。

- (1) 小中学校における感染症対策の状況について。
- (2) 臨時休業や出席停止となった場合の対応について。
- (3) 新型コロナワクチン接種の小中学校の対応について。

大きな3、小中学校統合に伴う諸課題についてであります。砂川市における小中学校統合については、令和2年5月28日に策定された砂川市立小中学校適正配置基本計画に基づき協議等が進められ、本年6月22日に開催された教育委員会会議定例会において中学校の統合については令和5年度、小学校の統合については令和8年度、小中一貫教育については義務教育学校とされたところです。以上の経過から、砂川市における小中学校統合については、スケジュールも含め基本的な方針が定まったものと理解しています。

一方、小中学校統合により全体の運営コストが削減されたとしても、校舎の改築または新築、スクールバスの運行など新たな支出も予想されることです。現時点において、砂川市における小中学校統合についての方向性が見えたことは明白であることから、必要な財源、教職員の減少や閉校による地方交付税の減少による財政への影響等についての議会議論は不可欠であると考えます。

また、義務教育学校と他の公共施設との複合化や生じた学校施設（閉校舎）の今後の取扱いについても重要な課題であると考えます。そこで、以下の点について伺います。

- (1) 学校統合に必要な財源、財政への影響について。
- (2) 新校舎建設に当たり学童保育所等の公共施設との複合化の考えについて。
- (3) 学校施設（閉校舎）の今後の具体的な取扱いについて。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 私から大きな1についてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症等対応時の業務継続等について、(1)市庁舎における感染症対策の状況についてご答弁申し上げます。本市では、令和2年4月に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染症の予防及び拡大防止に向け様々な対策に取り組んでいるところでありますが、市庁舎における感染症対策の状況につきましては、総務省から通

知されている新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応についてを参考に職員の健康管理、安全管理及び行政機能の維持、業務の継続性確保の観点を持ちながら感染防止に努めているところであります。庁舎内においては、職員が来庁者の対応をする窓口カウンターのほか、交流スペース、職員休憩室、職員の執務室など向かい合って座る場所への飛沫防止用のアクリルパーティションを設置、窓口カウンター、玄関の出入口、各フロアのトイレ前、会議等開催時の会議室前への手指消毒液の設置のほか、窓口カウンターや記載台の定期的な消毒を行っているところであります。なお、旧庁舎では定期的な換気についても励行していたところですが、新庁舎になってからは換気システムにより窓を開けなくても事務所衛生基準規則に定められている二酸化炭素の含有量が基準値以下になるよう調整をされているところであります。

職員に対しましては、毎週庁内インフォメーションを通じて手洗い、うがい、身体的距離の確保、マスクの着用、せきエチケットなどの感染症予防の徹底をはじめ、北海道における緊急事態措置やまん延防止等重点措置の内容を周知し、日頃から不要不急の外出を控えるなど感染防止に向けた注意喚起を行っているところであります。また、日々の検温により発熱や風邪の症状が見られる職員については、所属長に報告し、休暇を取得させ、その情報を総務課に集約するなど、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えた人事管理及び職員の健康管理に努めているところであります。

次に、(2)働き方の新しいスタイルなどの実践状況についてご答弁申し上げます。働き方の新しいスタイルにつきましては、新型コロナウイルス感染症専門家会議における提言を踏まえ、厚生労働省から新しい生活様式を具体的にイメージできるよう実践例が示されています。実践例では、働き方の新しいスタイルとして、1、テレワークやローテーション勤務、2、時差通勤でゆっくりと、3、オフィスは広々と、4、会議はオンライン、5、対面での打合せは換気とマスクの5点が掲げられているところであります。本市の実践状況といたしましては、テレワークについては令和2年度に地方創生臨時交付金を活用し、パソコン8台とタブレット2台を購入し、テレワークを導入するための環境整備を行い、今年の7月から庁舎内の会議室を使用してテレワークの試行を行っているところであります。現在のところ3分の2の部署において実施しており、未施行の部署についても順次実施していく予定となっております。しかし、テレワークの試行を実施していく中で個人情報を取り扱う業務が多く、テレワークに適した業務が少ない、必要な書類をデータ化するなど事前準備に相当時間を要するなど、実践的、効果的な運用を確立するにはまだ課題が多いと考えております。このほか、外部関係者との打合せや市外で開催される会議、研修等への参加については、可能な限りオンラインで実施することに加えて、対面での打合せや会議を実施する際はマスクを着用し、身体的距離を確保するとともに、手指消毒液、飛沫防止用のアクリルパーティションを設置して開催するなど、働き方の新しいスタイル等の実践に努めているところであります。



次に、（３）クラスター等が発生した場合の業務継続の考え方についてご答弁申し上げます。感染症対策を徹底し、庁舎内に感染者を発生させない取組に最大限努めているものですが、万が一庁舎内で職員が感染し、さらにクラスターとなった場合、保健所と連携を図り、感染した職員はもとより、その濃厚接触者と疑われる職員を速やかに把握した上で対象職員を自宅待機させるなど指示に基づきながら感染拡大を防ぐ対応を図っていくこととしております。

また、業務継続の考えについてであります。クラスターの規模、発生した部署、時期などによってもそれぞれ取るべき対応は異なってくるものであります。基本的には市民生活に必要な行政サービスを継続していくため、優先して実施すべく業務の遂行に必要な体制を全庁的、横断的に整えるとともに、市民の混乱を最小限にとどめられるよう情報の公表を含め迅速かつ適切に対応する必要があると考えております。優先して実施すべき業務について明確に区分されているわけではありませんが、庁舎の消毒や職員の再配置、市民への緊急広報など応急的に新たに発生する業務、市民の生活を守り、市民生活を維持するために中断することのできない業務、感染拡大防止のために縮小することが適切で人員体制を縮小して実施しても市民生活などに与える影響が比較的少ない業務、緊急性を要しない、または中止、延期することが適正な業務に区分けされるものと考えております。クラスター発生時には、その規模、部署、時期等の状況を踏まえ、全庁的に協議を行いながら必要な業務の継続に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 指導参事。

○指導参事 小林晃彦君（登壇） 私から大きな2、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動等についての（１）及び（２）についてご答弁申し上げます。

初めに、（１）小中学校における感染症対策の状況についてでございますが、学校における感染症対策につきましては令和2年5月に文部科学省において学校における新しい生活様式として学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルが示され、以降北海道教育委員会においては警戒ステージ等に応じた対策や緊急事態措置を随時発出しているところでございます。本市小中学校の感染予防につきましては、これらマニュアルや北海道の通知に準じた対策を図ることとしており、具体的には登校時の健康観察表による確認とともに、マスクの着用、手指消毒、校内施設や備品の消毒、室内の換気、給食時の黙食及び家庭を含めて風邪症状が見られる場合の出席停止措置などの日常的な対策のほか、学校行事の延期、短縮や部活動の制限など、感染予防及び拡大防止に関わる取組を継続しているところであります。

次に、（２）臨時休業や出席停止となった場合の対応についてご答弁申し上げます。新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業等につきましては、文部科学省において臨時休業のほか、学級閉鎖、学年閉鎖及び学校閉鎖について一定の基準が示されており、9

月1日現在における対応状況の調査結果では、北海道は179市町村中、小学校で11、中学校で7つの自治体が陽性者の発生などにより夏休みの延長や臨時休業とした学校があると回答しているところでございます。また、家庭を含め感染はもとより濃厚接触者に判定された場合や発熱などの風邪症状がある場合は出席停止となるため、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等の増加が懸念されている状況にございます。このような状況を踏まえ、臨時休業や出席停止となった場合の対応として、北海道教育委員会では文部科学省の通知の下、学校と自宅をつなぎ、学びを止めない手段としてICTを活用したオンライン学習の実施を推進するよう示しており、本市においてはこれら方針に基づきまして、昨年度にGIGAスクール構想で整備した1人1台のタブレット端末等を活用し、希望者へのモバイルルーターの貸出しなどの措置も勘案しながら対応することとしているところであり、各学校においては既に実証実験を行うなど、オンライン授業の円滑な実施に向けて準備を進めている状況にあります。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 峯田和興君（登壇） 私からは、大きな2の（3）と大きな3についてご答弁申し上げます。

初めに、大きな2の（3）新型コロナワクチン接種の小中学校の対応についてご答弁申し上げます。ワクチン接種につきましては、医療機関等における個別接種及び市町村が特設会場を設けて行う集団接種の2つの形態で行われておりますが、本市における12歳以上の小中学生のワクチン接種につきましては、校内での集団接種によるものではなく、個別接種として実施をしているところであります。個別接種とする理由につきましては、ワクチン接種や時期はあくまで個々の事情に基づく任意の取扱いであることを踏まえ、校内での集団接種は同調圧力から差別やいじめが生じる可能性があることなどを考慮し、文部科学省においても推奨していない状況にあります。また、16歳未満は原則保護者の同伴が必要であるため、接種日を限定的にすることは一部の家庭において困難な状況も想定され、さらに医療機関等におけるワクチン接種を受ける場合は諸要件に照らし校長の判断で出席停止措置も可能とされていることから、個別の対応としているところであります。なお、教職員のワクチン接種につきましては、それぞれ居住する自治体の接種形態に基づく対応としているところであります。

続きまして、大きな3、小中学校統合に伴う諸課題についてご答弁申し上げます。初めに、（1）学校統合に必要な財源、財政への影響についてであります。小中学校の適正配置につきましては令和2年5月に策定した砂川市立小中学校適正配置基本計画に基づき推進しているところであり、令和5年度に中学校2校を統合し、令和8年度には小学校5校と中学校を統合して義務教育学校を開校することとしております。これらに伴う必要経費の大きなものとしましては、校舎等の建設として現在の砂川中学校の校舎等を活用した増築あるいは既存校舎等を活用せずに新築するための学校建設費用と遠距離通学を緩和す

るためスクールバスの導入に関わる費用が考えられるところであります。学校建設につきましては、令和8年度の義務教育学校の開校を目指し、本年度は義務教育学校の基本構想を策定するための下地づくりを行い、令和4年度に基本構想及び基本設計を予定しており、令和5年度に実施設計、令和6年、7年度の2か年で建設工事を予定しているところであります。また、これらに伴う財源といたしましては公立学校施設整備費負担金もしくは学校施設環境改善交付金の国庫補助のほか、過疎対策事業債の活用を見込んでいるところであります。また、学校統合により通学において適正とされる距離や時間を超える児童生徒に対する支援策に関わるバスの導入費用につきましては、国庫補助としてへき地児童生徒援助費等補助金のほか、過疎対策事業債の活用が見込めるものと考えているところであります。学校統合の財政の影響につきましては、現在の小中学校7校が閉校し、義務教育学校1校となるため、維持管理経費は大きく軽減されることとなりますが、義務教育学校の建設企業やスクールバスの導入費用など新たな経費が必要となるところであります。また、地方交付税につきましては、学校数、学級数、児童生徒数により算定されることから、学校数が7校から1校となりますが、小学校1校、中学校1校として算定されるものであり、学級数も縮減となる見込みであるため、減額になるものと考えているところであります。

次に、(2)新校舎建設に当たり学童保育所等の公共施設との複合化の考えについてご答弁申し上げます。現在学童保育所は、小学校5校のうち北光小学校を除く4校に設置し、運営しているところであります。新校舎建設における学童保育所等の複合化につきましては、現時点で学校関連施設に限定した検討を行っており、今後適正配置計画の進捗に合わせて関係部署等と協議を進めていきたいと考えているところであります。

次に、(3)学校施設(閉校舎)の今後の具体的な取扱いについてご答弁申し上げます。現在学校施設につきましては、学校教育活動や学校開放事業として地域サークル等に使用されているほか、選挙の投票所や災害時の避難所として指定されているところであります。このため、閉校後の校舎の取扱いにつきましては、現状での活用状況を鑑みて、今後関係部署等との協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 武田真議員の再質問は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時13分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次再質問してまいりたいと思うのですけれども、まず大きな1、新型コロナウイルス感染症対応時の業務継続について確認してまいりたいと思います。

まず、市庁舎における感染症対策についてですけれども、総務省の通知に基づいて基本

的な対策が取られているものと理解いたしました。

2点ほど確認させていただきたいのですけれども、先ほど換気については旧庁舎がああいう建物でしたけれども、新庁舎には換気システムがあるということで、CO<sub>2</sub>に基づいて管理しているという話だったと思うのですけれども、それは機械空調でどこかで集中管理、二酸化炭素の濃度等を測りながらリアルタイムで換気システムが動作しているのかという確認と、もう一点は基本的な職員の衛生対策と手指消毒等もしっかりされているということは理解しましたけれども、公共施設ということで不特定多数の人が出入りするということで、他の公共施設の状況とか見てまいりますと、入り口のところで自動的に検温するモニターがあったりとか、あるいはエアシャワーが設置されているという公共施設も見受けられますけれども、そういった施設を設置しなかった理由について確認したいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 2点ほど追加の質疑ということでありました。

空調の部分については、建築基準法あたりも含めてなののですけれども、換気のシステムというのは今の建物には必要だという中で、庁舎は大きいので、個別ということにはならないため、集中管理をさせていただいているところでございます。

それから、公共施設として庁舎にいろいろなお客さんが多数入る民間の施設ですと、ストア関係ですと、入った途端に体温が分かるような設備があったり、それから手指消毒の部分についても自動にやるだとかというのが各市いろいろな施設で創意工夫をしながら民間施設含めてやられているのですけれども、私も庁舎についてはそこまでの部分は準備をしていないところでございます。ただ、体温に関して言うと、外出時にはというお話をさせていただいておりますし、受け止める私も職員がまずは体温等についてはしっかり健康管理をしているというところで、そこまで経費をかけずに実際のところは入り口等にはそういうものを設置させていないというところではご理解いただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 (1)については分かりました。

続きまして、(2)新しい働き方の新しいスタイルの実践状況についてなののですけれども、今伺いする限りは、一応その実践の予習といいますか、練習みたいなことはされているのかと思うのですけれども、御存じのとおり北海道においては緊急事態措置というのが発令されているところであります。砂川市は、特定措置地域ではなくて一般措置地域ということなののですけれども、一般措置地域と他の札幌圏のような特定措置地域についての協力依頼の内容を見ていきますと、実際人流抑制についてはそう違いはないということになっているのかなと見えます。要は、出勤者数の7割減を目指すという協力依頼が措置法に基づいてされているということかと理解しているのですけれども、実際各種報道で道をはじめ札幌市の職員の出勤抑制が進んでいないという報道もされているところなのですが、

実際砂川市における有給休暇あるいは時差出勤、テレワークがあるかどうか、ないというお話だったと思うのですけれども、実際の抑制率というのは各種報道等をされておるところなのですが、砂川市における抑制率は実際のところ何%、ゼロ%だったらゼロ%だということしかないのですけれども、実際その状況について確認をさせていただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 出勤抑制は、全国的にも勤務者7割減というところでのお話、テレビ報道等でもありますし、緊急事態宣言の中でも協力いただきたいところはあるわけなのですけれども、新聞報道されているとおり、旗振り役の道が残念ながら3割程度だという報道もあるようですが、私どもも同じで、特別人流のために職場に職員を減らすという行為をしていないということで、ゼロ%と言わせていただいたほうがいいのかと思うのですけれども、通勤等々が公共交通機関を使っていないという田舎のまちですので、職員が通勤することによって、そこで人流が増えるというのはなかなかないのかなという思いはしているところでございますので、その辺は砂川市的にはまだそこまで行っていない。職員に時差出勤をさせたり交代勤務をさせたりというところまでは行っていないという状況でございます。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 確かに時差出勤については、札幌圏のJRのような大きな公共交通機関を使って出勤するという方がいないというのは当然なので、それはしようがないかと私も思います。

一方、先ほどもお話がありましたテレワークなのですけれども、パソコンが数台導入されているということですが、まだ試行段階ということで、またその業務の内容等でなかなか難しいというお話があったと思うのですけれども、それは個人情報等は恐らく民間会社も同等かと私も思うのですが、何かパソコン以外に、例えば法令によってなかなかテレワークが難しいのだとか、何かそういった障害となるようなもの、テレワークのネックになるというものが何かということについてももう少し具体的に伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 テレワーク実施に当たっての障害というところかと思うのですけれども、当然のことですけれども、市民の皆さんが窓口へ来て相談する行為を職員ができないというのはまず第一にあるということで、対市民の部分で直接やる窓口について、まずできないというのが正直なところでございます。それから、ふだんの業務に当たって、コンピュータ内だけで処理できる部門については、テレワークを積極的にやれるのではないかと思うのですけれども、まだまだデジタル化が進んでいない中で旧態依然として判こを押しながら決裁をするだとかという行為の場合は、決裁権者がその場にいらないということは仕事が進まないということにもなりますので、まだまだ制度的にも、内部の

制度ですけれども、決裁しなければならないというところでいくと、なかなかやれる人間が少なくなって、今試行している形でやっていますので、これ以降なくすというつもりはございませんし、いろいろな形でテレワークも活用できるのでないか。コロナ禍を過ぎてもできるとは思っておりますので、この機会にどんな制度、仕事の内容を区分けしたりする行為は内部的には検討しながら、今の段階ではなかなか難しいということでご理解いただきたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 少し驚いたところがあって、決裁にまだ判こを使って、上司の決裁が必要だということもあるのですけれども、各自自治体あるいは道を見ていきますと、決裁システム、かなり電子化が進んでいる状況かと思っていたものですから、非常に意外な感じがしまして、そうであれば確かに自宅にパソコンがあっても、わざわざまた役所に戻って判こということになれば何の意味もないということになってしまいますので、それは確かにネックになっているのかと思っておりますので、これは昨日の議会議論でも行政のデジタル化の話もあったところですので、これは決裁システムも含めてデジタルに移行していかなければどうにもならないということなのかということと、措置法に基づき道民の皆様、事業者の皆様に出勤抑制等を依頼している側の立場なのかと思っておりますので、そこは旗振り役がそういうことだとなかなか説得力がないということにもなってきますので、できることから、物理的に無理なところはデジタル化の対応を含めて積極的にテレワーク推進ということで、しかも今は緊急事態宣言中ということでもありますので、今後緊急事態が終息したとしても、6波、7波ということも考えられるわけですから、それに備えてしっかり準備していただくしかないかということで、(2)は終わります。

(3)のクラスター等発生した場合の業務継続の考え方なのですけれども、確かに私もよく分かっているのですけれども、いかに感染予防対策に努めたとしても、リスクはゼロにはできないということで、どうしてもそういったことが考えられるのかなと理解しております。この業務継続の考え方は、別に目新しい考え方ではないところでありまして、既に砂川市においても新型インフルエンザの流行に備えて対策行動計画ですか、既に4月の特措法の改正に伴って改正されて、その中でも既に業務継続計画についての考え方等が示されているところであります。大規模災害におきましても、砂川市の防災計画の中でも業務継続の考え方が記載されているところなのですけれども、地震とか水害とか、そういった大規模災害と比べて、新型インフルエンザあるいはコロナというのは災害のカテゴリーとして捉えるなら、やや方向性が違うのかと私は理解しております。どちらかという、地震、水害等の場合は建物とかのハードウェアの被害が甚大であるということになっていくのかと思うのですけれども、新型インフルエンザあるいはコロナというのは人的資源に対するダメージが出てくるということと、それが全体に及ぶのか一部に及ぶのか個人に及ぶのかというのはなかなか影響が図れないという部分が課題なのかと理解しております。

現状私も各自治体の状況を調べてみたのですけれども、新型インフルエンザの業務継続計画というのは意外と多くの自治体の皆さんがつくられていて、今回のコロナについてもそれに上乘せするといいますか、準用するような形で業務継続計画というのがつくられているのかと思っております。

そこで、ある意味現在も緊急事態宣言中でありますから、実際災害の中にいるのかという認識を私はしております。何度も繰り返しますが、感染リスクをゼロにはできないという事実が前提でありますので、先ほども答弁で感染者が出た場合は、すぐ保健所と連携して、しっかり対応するということがありますし、その後業務をどのような形で運営していくのか、あるいは仮にワンフロア全部陽性者出ましたということになれば、業務応援の体制とか含めて、事前にしっかり準備しておくべきかと私は思うのです。その辺、既存の大規模災害における業務継続計画がしっかりあるわけですから、こうした新型コロナあるいは新型インフルエンザに備えた、私は計画をつくれとまでは言いませんけれども、ある程度の方向性といいますか、なった場合の業務のフローといいますか、大ざっぱなものではないかと思うのですけれども、そういった考え方をやはり整理すべきではないかなと思うのですけれども、改めてその考えについて伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 業務継続の考え方です。災害と違って、職場的にはそういうコロナの濃厚接触者が出ただとかということでは、ピンポイントの場所になるのかとは思っているところでございます。ですから、議員さんおっしゃるように、災害時の対策とは若干違うだろうというのはおっしゃるとおりだと思っているところでございます。1回目の答弁でもさせていただきましたが、必要に応じてというか、4つぐらいの区分に分けて優先度を考えながら、それぞれやっていきたいと思いますところは内部的には、当然人事を担当している総務が中心にこんな考えでいきたいと思いますというのは内部的にはあるのですが、それが確かに全庁的に皆さんに自分たちがこうなったときはどうなるのだということまでは周知はしていないところでございますけれども、もしあの場所が、この場所がとなった場合のシミュレーションについては、担当している総務で一定程度は対応できるように考えておりますので、この部分については遅滞なく対応できるものかと思っております。ただ、災害といいますか、そういう感染の大きい少ないもありますので、全庁的に全職員がとなると、なかなか大変なことになりますけれども、そうならないように日々の感染予防対策については引き続きやっていかなければならないなと思っております。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 大きな1については分かりました。

それでは、大きな2の小中学校における新型コロナウイルス感染症について伺っていきたいと思うのですけれども、まず小中学校における感染症対策ということで文科省のマニ

マニュアルに基づいて実施されているということなのですからけれども、私もこのマニュアル、実際拝見いたしました。詳しく読んでいったのです。私は、病院とか介護関係施設のマニュアルは実際仕事で使っていたこともあって、今読んでいたのですけれども、確かに文科省のマニュアル、非常に私よくできていると思いました。消毒剤の作り方で添付資料にあったりとか、確かにこの対策を進めていけば、ゼロにはできないと私は思っているのですけれども、感染症のリスク、非常に私は下げられると認識しております、このマニュアルもまた日々アップデートされているような状況なので、これについてはこのマニュアルどおりにやっていただければ、しっかりできるのかと思うのですけれども、ただ1点気になるのは、これを実際やられている方は現場の教職員の方なのかと思うのですけれども、これマニュアルどおりにやっていると業務量とか非常に大変なのかと思うのですけれども、その辺の現場の業務負担の状況を確認させていただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 指導参事。

○指導参事 小林晃彦君 ただいまご質問のありました消毒作業等の学校における感染対策についてご答弁申し上げます。

基本的には、教職員が感染対策を講じるために校内の施設及び教材、教具等については消毒作業等を行っております。ただ、衛生管理マニュアルも何度か改訂されておまして、現在は児童生徒の清掃活動の一環として消毒作業等についても実施することが認められているところでございます。また、北海道教育委員会では昨年度教職員の消毒作業等の負担を軽減するということから、会計年度任用職員でありますスクールサポートスタッフという人員を配置しまして、市内においても全ての小中学校において配置されているところでございますが、そういった人材を活用しながら、できるだけ教職員が本来業務に専念できるような環境をつくっているところでございます。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 学校の事業のほかに、そういった負担もあるということで、非常に大変なのかと。一方で負担が削減されるような施策もあるということなので、現場の実際の感染症対策も行っている皆様には敬意を表したいと思います。

続きまして、(2)なのですけれども、1人1台昨年導入されたということで、ICTを活用した授業の、あくまでもこれは実証実験であるのかと思ったのですけれども、あとは現実ご家庭にネット環境がない方にはモバイルルーターの貸出しということのご答弁がありましたけれども、そういった対応をされているということだと思っておりますが、タブレットがあって、ルーターがあってということで、一応のインフラはあるということだと思っておりますけれども、一方実証実験中ということで実践はまだされていない。これなかなか使用方法とか難しいのかと思うのですけれども、その辺のサポートと申しますか、現実問題として実際にやるに当たっては、いろいろな課題は出てくると思うのですけれども、現時点で操作法を含めてどういったICTを活用したオンライン授業の課題について何か把



握しているものがあれば伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 指導参事。

○指導参事 小林晃彦君 オンライン授業に関わる課題等についてでございますが、各小中学校においては臨時休業になった際に家庭においてタブレット端末を使える環境にないところについても、ルーターを貸し出すことによってオンライン授業ができるような状況は整備されているところではありますが、例えば小学校の低学年、1年生、2年生の児童がタブレット端末を持ち帰って学校とのオンライン授業を結ぶときに、本来であれば保護者がそばにいて操作方法などを支援してあげることが望ましい環境であると考えているところでございますが、家庭の環境によりましてはお父さん、お母さんが働きに出ていて、どうしても子供1人で対応しなければいけないというご家庭もございます。そういった家庭等については、子供たちの学びを止めないというのが原則でございますので、分散登校等を通して子供たちが常に学び続けることのできる環境をつくっていくことが大切であると考えているところでありまして、また学校といたしましてもそういった家庭については具体的なサポートについてアドバイスをしているという状況でございます。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 先ほどご答弁もありましたけれども、学びを止めないと、保障するというのは非常に重要なことですので、しっかりサポートしていただけるならICT、タブレットを活用したりリモート学習もいいのかと思います。(2)については分かりました。

続きまして、ワクチン接種の小中学校における対応ということで、集団接種はやらないというのは当然のことかなと思っているのですが、昨日も関係部署から児童生徒の接種状況について答弁があって、13歳から15歳は7割、小学校6年生の予約状況は4割ということで、13歳から15歳といたら中学生ですか、中学生の予約の割合がかなり高いのかと思うのですが、そうしますと個別に接種するという、その後の副反応もかなりの割合で出てくるのかというのが想定できるわけです。そうしますと、それがどういう扱いになるのかということも含めて、接種に当たって副反応が出たという場合についての、そういった子供たちも学校を休まざるを得ないということになっていくと思うのですが、そのときの対応をどのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 峯田和興君 ワクチン接種後の副反応に関する出席等の状況でございます。

学校に関しましては、ワクチン接種を受ける場合につきましては、接種場所の移動までに時間を要する場合などについては校長の判断で出席停止の措置を取れるということと、なおかつ副反応で休んだ場合にも同じ出席停止という措置で欠席扱いとしない措置としていただいております。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 先ほどもご答弁ありましたが、学びを止めないということ。そう

いった生徒も恐らくはICTを活用した授業の対応になるのかと想像するのですけれども、あとは私が気になるのは、中学生にもなるとワクチンを打っている子たちが多数派になるのかということになると、生徒間の分断とか偏見、差別というのが問題になっていくのかと思うのですけれども、この辺差別あるいは分断にならないような対応をどうしていただけるのかというのが気になるところであります。その辺の対応方法といじめの問題も含めて今後どのように対応するのかという考えだけを伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 峯田和興君 ワクチン接種をした、しないというところでの児童のいじめ等の問題のご質問でございます。

文部科学省からも令和3年6月の文書で、学校に対して差別やいじめのないよう、学校においてはワクチン接種は強制ではないこと、あるいは周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと、身体的な理由で様々な理由によってワクチン接種をすることができない人や接種を望まない人もいること、その判断は尊重されるべきであることなどは生徒に指導し、保護者に対しても理解を求めるという文書が来ておりますので、市教育委員会としましても学校側にそのような内容を通知して対応していただいているところでございます。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 大きな2については分かりました。

続きまして、小中学校統合に伴う諸課題についてであります。気が早いと私も思っているのですけれども、財源、財政の影響ということなのですけれども、これは先ほどの答弁の話では校舎という物理的なハードの部分と、バスの購入費と運行の費用は管理費ですか、これについての補助制度ということになっていくのかと思うのですけれども、統廃合に伴い、これ以外にも様々な経費が必要になってくるのではないかと考えております。具体的には、令和3年度の予算で見ても、市立小中学校の適正規模、適正配置の検討に要する経費というのが計上されておまして、委員報酬とか費用弁償が計上されております。これについては、当然補助率ゼロ%ということでもあります。こうした、実は目に見えないといいますか、明らかに予算書に載っているわけですから、目に見えるのですけれども、そうした統廃合に伴う政策関係の予算というのは、実は統廃合に係る諸経費のうちの項目かと私は考えます。あと、統廃合に担当する職員の給与費もあるわけです。さらに、やや気が早いですが、閉校後残された校舎、(3)でも取扱いについてということで記載していますが、それが教育委員会の財産のままなのか、あるいは普通財産になるのかはこの段階ではまだ分かりませんが、そうした施設、撤去してしまえば維持経費はかからないのですけれども、残すのであれば当然維持管理の経常経費というのが計上されてくるわけです。そういった部分を含めて、かなりハード整備以外の統合に必要な政策経費とかについて恐らく支出が増えてくるのだらうとは思っているのですけれども、なかなか昨日も小学校、文科省の事業、補助率低いというのが市長からも答弁ありましたけれ

ども、ハード以外についてはある程度補助制度と過疎債ということで何とかできるのかとは思っているのですが、そうしたソフト事業部分については補助制度もないということで、この辺は自主財源から相当数の持ち出しが出てくるのかということを考えているわけなのですが、その辺含めて、先ほどはハード、校舎とバスということだったので、それ以外にそういった財源、経費はかかってくるのだという認識について、まず確認したいと思います。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 峯田和興君 統廃合におけるハード以外の経費の認識についてでございます。

当然統廃合は非常に大きな問題で、令和3年度から適正配置に向けての検討ということで2つの委員会、統合準備委員会あるいは小中一貫教育推進委員会ということで、これは今後進めるために非常に必要な部分ということで予算計上させていただいております。今後統廃合によって閉校舎の扱いということでは、内容的にはまだ決まっていないので、今後の部分で残すところ、残さないところ、地域の方にも聞きながらいろいろな議論になってくるというところでございます。ただ、全体的に今の7校の学校の維持に関しましても、建設から結構たっているということでいろいろな経費が毎年かかっているところもでございます。そういう状況を見ながら、ハード部分以外には必要な、義務教育学校一つの学校になるということで、事前に連携をしていかなければならないというところで安心をさせる、そういう事務事業も出てくるというところは必要なものだと思っております。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 確かに学校統合によって運営コストが下がるのは自然に理解できるのですが、政策合意についての費用であるとか、あるいは恐らく今後、先ほどの答弁の中にあつたような気もするのですが、スムーズに移行させる、例えば学校間交流の授業なども恐らく今後想定されるのかとは思いますが、そういった部分の費用といいますか、経費は統合に伴って非常にかかってくるというのは念頭に置いてですね、今後。私は、誤解ないように言いますが、学校統合については当然反対するというものではないのですが、学校統合先行自治体の事例等を調べますと、かなり相当な経費がかかっているという状況もありまして、財政効果的には実はマイナスになっているのかという研究結果もあつたりしまして、非常にそこはなかなか、昨日も市長の答弁でいろいろありましたけれども、新庁舎を含めて様々な事業費、経費を要しているという状況の中、青天井というわけにもいかないのかという危惧をしているわけでありまして。もちろん現段階では、詳細な建築費用含めて、まだ先の話ということで、来年度以降明らかになってくるのかとは想像していますが、それに向けて精緻な議会議論をしていくためにはそうした部分の費用面、あるいは目に見えない経費部分も含めてしっかり議論していきたいというのを、今回やや気が早いという人もおりましたけれども、この課題について

質問しているということでもあります。そういうことで、今後さらに詳細な議論が詰まってきた段階で、さらにこの課題について議論していきたいと思います。

最後にもう一点なのですが、教職員の減少については、恐らくかなり明らか。これも義務教育学校になれば管理職の数が大幅に減るということも想定されるわけでありますから、それも含めて今後それについても議論の中に入ってくるのかと思います。(1)については終わりたいと思います。

(2)の学童保育所等の公共施設ということ。昨日も一般質問の中で学童保育の扱いについてということでありました。そこで大体理解できて、今の答弁でも大体理解できたのですが、いずれにせよ他部署との調整、あるいは利用者等との調整等も今後出てくる課題なのかということでもありますので、そこはしっかり利用者等の声を聞きながら調整していただきたいということで、(2)については終わりたいと思います。

(3)もやや気が早いと私も思っているのですが、閉校舎の扱いということで、これも合併後他の先事例等の状況を見ていくと、いろいろ困っているような自治体もかなり多いという印象を受けておりますので、やや早めにこの辺については検討していく必要があるのかと。特に砂川市の場合は、冷暖房、冷房については既に補助事業でしっかりと各学校にも備えつけられているということで、非常に利用価値の高い建物という状況ですので、その利活用も含めて、今後それが教育関係施設になるのか、あるいは普通財産に転換されて別の用途に使われるかについても、先ほどの答弁で関係部署との調整ということになっていくのかと理解していますので、いずれにせよ学校は地域にとって非常に重要な建物でありますから、特にその地域の方のご意見を聞きながら利活用についてしっかりと検討していただきたいということを要望します。これに対する答弁は不要であります。

以上、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長 水島美喜子君 一般質問は全て終了いたしました。

◎日程第2 議案第5号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 砂川市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 水島美喜子君 日程第2、議案第5号、砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第5号、砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、砂川市個人情報保護条例等の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては3ページ、議案第5号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市個人情報保護条例の一部改正でございます。第21条は、訂正等の請求に対する決定の定めでありまして、第3項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改めるものでございます。

次に、第2条は、砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正であります。第1条及び第5条第項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君（登壇） それでは、私から議案第6号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、産業競争力強化法の一部が改正されたことに伴い、同法を引用する条項を改めるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては3ページ、議案第6号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第2条、定義の定めであり、同条第4号中「特定創業支援事業」を「特定創業支援等事業」に改め、「第2条第25項」を「第2条第31項」に改め、「砂川市創業支援事業計画」を「砂川市創業支援等事業計画」に改めるものであります。

第8条は、商店街店舗整備事業に対する助成の定めであり、同条第2項第2号ア中「特定創業支援事業」を「特定創業支援等事業」に改めるものであります。

第9条の2は、創業者の販路拡大及び売上拡大事業に対する助成の定めであり、同条第1項中「特定創業支援事業」を「特定創業支援等事業」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 峯田和興君（登壇） 私から議案第7号 砂川市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、砂川市立北光小学校の水泳プールを廃止したことから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市立学校施設使用条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては3ページ、議案第7号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、学校の名称及び使用可能学校施設の定めであり、第2条の表北光小学校の項中「水泳プール」を削るものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する質疑は休憩後に行います。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

これより議案第5号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第5号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第6号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第7号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第9号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

○議長 水島美喜子君 日程第3、議案第9号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を  
求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) ただいま上程をいただきました砂川市教育委員会委員の  
任命についての同意を求める案件でございますけれども、現委員でございます平間芳樹氏  
は令和3年9月30日をもって任期が満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営  
に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、次の者を任命いたしたいと存じます。

引き続きまして平間芳樹氏を任命いたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第9号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第10号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長 水島美喜子君 日程第4、議案第10号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) ただいま上程をいただきました砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意を求める案件でございますが、現委員でございます猪本秀幸氏は令和3年9月30日をもって任期が満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、次の者を選任いたしたいと存じます。

引き続き猪本秀幸氏をお願いをしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第10号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第11号 令和2年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて

議案第12号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第13号 令和2年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて



議案第14号 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて

議案第15号 令和2年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて

議案第16号 令和2年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて

○議長 水島美喜子君 日程第5、議案第11号 令和2年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて、議案第12号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第13号 令和2年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第14号 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて、議案第15号 令和2年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて、議案第16号 令和2年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについての6件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第11号 令和2年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明を申し上げます。令和2年度各会計歳入歳出決算書の3ページをお開きいただきたいと思います。一般会計の歳入総額は190億8,146万2,286円、歳出総額は185億1,972万5,012円で、差引き5億6,173万7,274円の剰余金を生じる決算となったところであります。

次に、歳入の構成比を見ますと、自主財源は全体の26.6%で前年比9.1ポイントの低下、依存財源73.4%で前年比9.1ポイントの増となったところであります。なお、自主財源及び依存財源の主な内訳は記載のとおりであります。なお、312ページに決算の財源推移として資料を添付しておりますので、後ほどご高覧をいただきたいと思います。

次に、歳入決算額の対前年度比較であります。市税から4ページの市債まで主な増減理由を付して記載しておりますので、内容については説明を省略させていただきますが、全体的に申し上げますと、法人事業税交付金の皆増、地方消費税交付金の増、地方交付税の増、分担金及び負担金の増、新型コロナウイルス感染症対策の民生費国庫補助金、総務費国庫補助金など国庫支出金の増、道支出金の増、庁舎整備基金などの繰入金の増、庁舎建設に伴う公共施設等適正管理推進事業債などの市債の増となったところであり、市税の減、地方特例交付金の減、財産収入の減、寄附金の減などがありますが、歳入総額では前年度と比較して60億500万5,827円の増となったところであります。

次に、歳出決算額の対前年度比較、性質別であります。4ページの人件費から5ページの普通建設事業費まで主な増減理由を付して記載しておりますので、内容については説

明を省略させていただきますが、全体的に申し上げますと、会計年度任用職員制度導入による人件費の増、委託料などの物件費の増、新型コロナウイルス感染症対策に伴う給付金の支給など扶助費の増、特別定額給付金などの補助費等の増、病院会計などへの繰出金の増、公債費の増、庁舎建設事業などの普通建設事業費の増となったところであり、積立金の減などがありますが、歳出総額では前年度と比較して58億5,525万7,555円の増となったところであります。なお、313ページに歳出性質別決算の推移として資料を添付しておりますので、後ほどご高覧をいただきたいと存じます。

次に、5ページの主な財政分析指標の推移であります。初めに経常収支比率であります。毎年度経常的に収入され、かつその用途が制限されない市税、地方譲与税、普通交付税などの一般財源が経常的に支出する人件費、物件費、公債費などの経費にどの程度充当されているかを示したものであり、この率が高いほど財政の弾力性が乏しいことになり、2年度は元年度と比較して0.3ポイント増の83.9%となったところであります。

次に、財政力指数であります。普通交付税算定における基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合の3か年の平均値を示したものであり、この率が100%に近いほど普通交付税の交付率が低く、交付税算定上の留保財源が多いことになり、財源に余裕があるということになります。2年度は元年度と比較して同率の31.8%となったところであります。

次に、公債費比率であります。この率は一般財源の標準的な大きさを示す標準財政規模から災害復旧費等として普通交付税に算入された公債費を除いた額に対し、地方債の元利償還金から元利償還金に充当した特定財源と災害復旧費等として普通交付税の基準財政需要額に算入された公債費を除いた額の割合であり、地方債発行規模の妥当性を判断するための指標として、この率が高いほど公債費の負担が重く、財政構造が硬直化しているものと判断されるものであります。2年度は元年度と比較して0.4ポイント低下の4.6%となったところであります。

また、起債制限比率であります。先ほどの公債費比率の積算額から基準財政需要額に算入された事業費補正の公債費をそれぞれ除いた額に対する割合の過去3か年の平均値であり、2年度は元年度と比較して0.2ポイント低下の4.3%となったところであります。

以上、令和2年度一般会計決算の概要について申し上げますが、6ページから14ページには一般会計歳入歳出決算書、15ページから18ページには一般会計歳入歳出款別決算内訳書、19ページから308ページには予算書に基づく一般会計歳入歳出決算事項別明細書、309ページには実質収支に関する調書、310ページから325ページには各表に基づく一般会計決算説明書、499ページから505ページには財産に関する調書を添付しておりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 (登壇) 私から議案第12号、議案第14号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第12号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の326ページをお開き願います。決算の概要であります。初めに一般概要についてご説明申し上げます。平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、市町村は国民健康保険事業費納付金を都道府県に納付し、都道府県が保険給付費を負担する制度に変更となりましたが、令和2年度の財政運営は財政健全化に対処することを基本として保険税の税率を据え置いて運営したところであります。主な給付状況では、療養給付費で11億7,651万5,984円、高額療養費で2億509万8,251円となり、保険給付費全体では前年度に比べ6.1%の減となったところであります。なお、歳入総額20億427万6,159円に対し、歳出総額19億8,308万1,762円となり、差引き2,119万4,397円を翌年度に繰り越したところであります。

歳入につきましては、保険税は2億3,941万2,201円で、前年度に比べ448万2,433円の減となりましたが、現年度分収入率は99.04%で、前年度に比べ0.24%の増となったところであります。歳入総額に対する構成比は11.9%となり、前年度に比べ0.3%の増となっております。1世帯当たりの納税額は10万3,507円となったところであります。道支出金の収入済額は15億1,277万6,420円、構成比は75.5%、一般会計繰入金は1億7,370万3,994円で、前年度に比べ2,149万7,206円の減で、構成比8.7%、その他繰越金6,801万3,312円、国庫支出金690万4,000円、財産収入45万1,760円と諸収入301万4,472円を加えた歳入総額は20億427万6,159円となり、前年度決算額と比較して9,426万311円の減となったところであります。

歳出につきましては、総務費は7,119万420円、保険給付費は13億9,303万1,539円で、前年度に比べ9,039万6,380円の減となり、構成比が70.3%と最も高く、国民健康保険事業費納付金は4億2,519万2,000円、構成比21.4%、保健事業費2,228万2,294円、基金積立金5,312万760円に諸支出金等を加えた歳出総額は19億8,308万1,762円となり、前年度決算額と比較して4,744万1,396円の減となったところであります。

なお、327ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書のほか、391ページには関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第14号 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の461ページをお開き願います。決算の概要であります。初めに一般概要についてご説明申し上げます。令和2年度の財政運営は、後期高齢者医療制度を円滑に実施することを基本として運営に当たり、歳入総額6億3,708万2,604円に対し、歳出総額は6億3,697万6,404円となり、差引き10万6,200円を翌年度へ繰り越したところであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料2億3,386万5,600円で、現年度分の収入率は100%で前年度と同率となり、歳入総額に対する構成比は36.7%となったところであります。また、一般会計繰入金は3億9,450万8,987円、その他、繰越金4万3,300円、国庫支出金37万4,000円、後期高齢者医療広域連合支出金35万9,206円と諸収入793万1,511円を加えた歳入総額は6億3,708万2,604円となり、前年度決算額と比較して3,860万4,172円の増となったところであります。

歳出につきましては、総務費403万908円、後期高齢者医療広域連合納付金のうち療養給付費は2億9,827万2,835円で、前年度に比べ1,713万1,891円、6.1%の増となり、事務費分669万2,000円、保険料分2億3,380万2,700円、保険基盤安定分8,574万3,395円を加えた総額は6億2,451万930円となり、前年度に比べ3,198万4,213円の増となったところであります。その他、保健事業費808万3,966円及び諸支出金35万600円を加えた歳出総額は6億3,697万6,404円となり、前年度決算額と比較して3,854万1,272円の増となったところであります。

なお、462ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書のほか、498ページには関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 私から議案第13号 令和2年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の392ページをお開き願います。決算の概要であります。初めに一般概要についてご説明申し上げます。令和2年度の財政運営は、介護保険事業を円滑に実施することを基本として運営に当たり、歳入総額18億6,358万5,977円で、歳出総額は18億5,588万8,413円となり、差引き額は769万7,564円で、その内訳は国庫負担金等の過交付764万314円及び保険料の還付未済等5万7,250円によるものであります。なお、過交付及び還付未済となったものは、翌年度において返還及び還付するものであります。

歳入につきましては、第1号被保険者保険料は3億413万6,900円で、前年度に比べ982万5,700円の減、現年度分収入率は99.87%で、前年度に比べ0.0

3%の減となり、歳入総額に対する構成比は16.3%となったところであります。また、国庫支出金は5億471万1,418円、支払基金交付金は4億6,846万4,000円、道支出金は2億7,639万8,893円、繰入金は2億9,562万619円、繰越金は1,254万6,346円、これに分担金及び負担金118万1,125円、財産収入52万1,385円、諸収入5,291万円を加えた歳入総額は18億6,358万5,977円となり、前年度決算額と比較して3,108万1,599円の増となったところであります。

歳出につきましては、総務費は2,427万1,190円、保険給付費は16億6,533万6,531円、地域支援事業費は1億3,134万1,997円、諸支出金は1,306万6,412円であり、これに基金積立金2,167万2,283円、公債費20万円を加えた歳出総額は18億5,588万8,413円となり、前年度決算額と比較して3,593万381円の増となったところであります。

なお、393ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書のほか、460ページに関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君（登壇） 議案第15号 令和2年度砂川市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

初めに、利益の処分ではありますが、下水道事業会計決算書の10ページをお開きいただきたいと存じます。令和2年度末における未処分利益剰余金は4億4,350万9,627円で、このうち2億1,504万5,352円につきましては資本的へ組み入れ、残りの2億2,846万4,275円は資本的収入が資本的支出に対し不足する額の補填財源として充当するため、減債積立金へ処分しようとするものであります。これは、決算書4ページの決算報告書の資本的収入及び支出のうち、第1款資本的収入1億7,512万4,540円から第1款資本的支出5億5,621万4,812円を差し引いた3億8,109万272円が不足するものであり、この不足する額を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額716万4,959円、当年度分損益勘定留保資金1億8,244万6,593円及び当年度分利益剰余金処分数額1億9,147万8,720円で補填するものであります。なお、補填後の当年度利益剰余金処分数額の残額3,698万5,555円につきましては、令和3年度の補填財源とするものであります。

次に、決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。決算書の31ページをお開きいただきたいと存じます。下水道事業につきましては、平成31年4月1日から下水道事業に地方公営企業法を一部適用し、経営状況の明確化、適切な施設管理など効率的な事業運営を行い、事業の健全化に努めてまいりました。業務の状況ではありますが、年間有収水量は公共下水道事業では142万3,107立方メートルで、前年度末と比較し、1

万3,089立方メートルの減となり、個別排水処理施設事業では2万8,244立方メートルで、前年度末と比較し、996立方メートルの増となりました。また、建設改良事業につきましては、令和2年度の総額は1億5,150万8,144円で、奈江豊平川14排水区管渠新設工事、東1線管渠布設替え工事等を実施しました。

次に、収益的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、収益的収入は7億4,597万9,429円、収益的支出は5億1,751万5,154円となり、収支差引き2億2,846万4,275円の純利益となりました。

次に、資本的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、資本的収入は1億7,512万4,540円で、内訳は企業債1億1,340万円、出資金1,613万8,000円、国庫補助金4,363万7,500円、分担金及び負担金137万9,040円、長期貸付金57万円です。資本的支出は5億4,409万3,474円で、内訳は建設改良費1億3,938万6,806円、企業債償還金4億470万6,668円です。なお、企業債未償還残高は34億2,005万8,319円となりました。

32ページから37ページまでは関連資料となっておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 私から議案第16号 令和2年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

初めに、利益の処分でございますが、病院事業会計決算書の12ページを御覧いただきたいと存じます。令和2年度末における未処理欠損金71億9,597万8,218円に対しまして、従前から議会の議決を経て積み立てていた建設改良積立金から4,304万9,467円を繰入れしようとするものであります。これは、決算書22ページの資本的収入及び支出明細書のうち、建設改良事業に係る収支について、支出の部、1項建設改良費、税込み5億1,167万5,467円から収入の部、1項企業債2億7,130万円、3項補助金、1目道補助金1億1,223万円及び4項出資金、1目一般会計出資金中新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金分8,509万6,000円を差し引いた額4,304万9,467円が不足するものであり、この不足する額を決算書15ページ、貸借対照表上、資本の部、7、剰余金、建設改良積立金10億4,447万4,125円から当年度未処理欠損金へ繰り入れ、当年度未処理欠損金の残高を71億5,292万8,751円とするものであります。なお、この処分につきましては、現金を伴わない非資金の処分であります。

次に、決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。決算書の27ページをご高覧いただきたいと存じます。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う発熱外来やコロナ専用病棟の設置など施設設備の整備を進め、感染症対策強化を図ったところであります。経営面につきましては、新型コロナウイルス感染症による手術や検

査の延期、患者の受診抑制などの影響により、診療収益は前年度と比較して大幅な減となったところでありますが、新型コロナウイルス感染症に伴う国や北海道の補助金等により減収分については一定程度補填されたところであります。一方、費用では感染症対策に要する経費や病院建設に係る企業債、元利償還金、多額の減価償却費などが計上される中、患者数の減による材料費の減などもあり、必要最小限にとどめることができたところであります。診療体制整備につきましては、呼吸器内科、人工透析外科、診療内科を開設し、専門性を高めるとともに、低侵襲性心臓手術用内視鏡システム、一般撮影装置などの医療器械整備や放射線診断治療情報システム等の医療情報システムの更新、またクリーンパーティションや汎用人工呼吸器等の感染症対策機器の整備を行い、中空知医療圏の基幹病院としての役割を果たすよう努めてまいりました。

初めに、患者数であります。入院患者数は12万4,306人で前年に比べ1万4,384人の減となり、外来患者数についても22万3,900人で前年に比べ2万7,883人の減となりました。次に、収益的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、収益的収入は141億6,740万3,821円で、前年より4億1,747万5,643円の増、収益的支出は142億5,492万8,949円で、前年より3,743万9,295円の減となり、収支差引き8,752万5,128円の純損失となりました。次に、資本的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、資本的収入は11億344万3,228円で、内訳は建設改良に充てる企業債2億7,130万円、投資償還金663万9,000円、道補助金1億1,223万円、一般会計出資金5億9,507万8,000円、寄附金1億1,819万6,228円であります。資本的支出は15億4,519万8,038円で、内訳は資産購入費5億1,044万566円、企業債償還金10億238万7,982円、投資3,237万円であります。なお、企業債未償還残高は121億4,523万5,610円となっております。

28ページから38ページまでは関連資料となっておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

続いて、監査委員から監査意見の開陳を求めます。

監査委員。

○監査委員 栗井久司君（登壇） それでは、私から決算審査についてご報告いたします。

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和2年度一般会計、特別会計及び公営企業会計決算並びに基金運用状況の審査概要についてご報告申し上げます。

最初に、一般会計、特別会計の審査意見書の1ページを御覧ください。決算審査は、砂川市監査基準に基づき審査が行われ、審査の実施内容は、提出された各会計の決算書及び

決算附属書類並びに基金運用状況調書に基づき、計数の正確性、適法性、予算執行の適否等を主眼として審査を行った結果、決算書及び附属書類は関係法令に基づいて作成され、計数は正確で適切に処理されており、財産の管理状況も適正に行われていることを認めたところであります。

2ページ目の総括決算概要を申し上げますと、一般会計で歳入総額190億8,146万2,286円に対し、歳出総額185億1,972万5,012円で、歳入歳出差引き5億6,173万7,274円の剰余金を生じた決算となっております。特別会計では、41ページ、国民健康保険特別会計で2,119万4,397円、50ページの介護保険特別会計で769万7,564円、52ページ、後期高齢者医療特別会計で10万6,200円の剰余金を計上する決算となっております。

次に、公営企業会計の決算審査意見書を御覧ください。砂川市公営企業会計についても、同じく砂川市監査基準に基づき決算審査を実施いたしました。最初に、下水道事業会計では、4ページの3、経営状況についてで、令和2年度は事業収益7億4,597万9,429円に対し、事業費用5億1,751万5,154円で、差引き2億2,846万4,275円の純利益となっております。次に、病院事業会計では、14ページの3、経営状況についてで、令和2年度は事業収益141億6,740万3,821円に対し、事業費用142億5,492万8,949円で、差引き8,752万5,128円の純損失となっております。

一般会計及び特別会計には住民目線に立ち、効率的な行政運営と適正で健全な財政運営がなされることを望むとともに、公営企業会計には企業としての経済性を発揮するだけでなく、健全な財政運営と本来の目的である公共の福祉を推進するように運営されることが必要であり、より一層の経営改善に対する特段の努力を期待し、報告といたします。

○議長 水島美喜子君 これより各議案に対する総括質疑を行います。

初めに、議案第11号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、議案第11号、令和2年度砂川市一般会計決算についての総括質疑を行います。

新型コロナウイルス感染症は、人々の日常の生活を一変させました。また、地域の経済活動を停滞させるなど、これまでに経験したことのない事態をもたらしています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きく影響を受けた1年でした。一般会計決算を見ますと、当初予算の歳入額は約158億2,000万円でしたが、決算における歳入総額は約190億8,000万円と大きな増となっています。さらに、令和元年度の決算の歳入額は約130億7,000万円でしたので、前年度対比で約60億円の増となり、他に類を見ない決算となりました。そこで、以下について伺います。



まず、1点目は、令和2年度の一般会計決算は当初予算と比べると歳入歳出に大幅な増額となっています。総体的な要因についてを伺います。

2点目は、令和2年度はコロナ禍における地域経済への支援策が打ち出されましたが、その成果や効果をどのように捉えられているのかをお伺いいたします。

3点目、令和2年度におけるコロナ禍での高齢者への対策はどのように行われたのかをお伺いいたします。

最後に4点目として、コロナ禍で文化、体育施設における利用者は大幅な減少があったと思いますが、どの程度であったのか。また、それに伴い利用料収入の減があったと考えますが、その実態と収入減への対応についてをお伺いいたします。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 私から1点目の令和2年度の一般会計決算が当初予算と比べると大幅な増額になっている、その理由、要因についてご答弁申し上げます。

一般会計の当初予算額は、新庁舎の建設の本体工事に伴う普通建設事業費34億6,000万円の計上により前年度6月補正後と比較しまして34億2,000万円増の158億2,000万円となり、砂川市始まって以来の大型予算となっているところでございます。これに新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算として家計への支援として市民1人当たり10万円を支給する特別定額給付金支給事業に16億8,000万円、子育て世帯への支援として児童手当を受給する世帯へ子供1人当たり1万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金支給事業に2,000万円、さらに市独自の支援策としてこれに1万円を追加支給する子育て支援給付金支給事業に2,000万円、低所得のひとり親世帯を支援するひとり親世帯臨時特別給付金事業に3,000万円を計上したところであります。このほか、各小中学校における衛生用品などの購入費、各医療機関、介護施設、障害者施設等への感染症対策慰労金、保育所、学童保育所、子ども通園センターのマスク着用による熱中症対策に係るエアコンの設置費、医療機器器具購入等に係る病院会計繰出金など、感染防止対策として3億3,000万円、売上げ減となった中小企業者などへの各種支援金、各小中学校のGIGAスクール整備費など、事業者支援及び新しい生活様式への対応など、経済対策として6億6,000万円を計上したところであります。

以上、総額27億4,000万円を新型コロナウイルス感染症対策費として補正計上したところでありますが、除排雪経費1億6,000万円や感染症対策以外の病院会計繰出金1億8,000万円など、その他の事業に係る補正を合わせると総額34億6,000万円の補正となりますが、新型コロナウイルス感染症対策のうち中小企業振興対策事業費など3億2,000万円は令和3年度への繰越し事業としたため、令和2年度決算額は185億2,000万円となったところであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算の編成に当たっては、特別定額給付金支給事業費16億8,000万円、地方創生臨時交付金事業費7億3,000万円な

どの特定財源を活用しておりますが、特に経済対策においては国及び北海道において講じている対策の対象とならない事業者を重点的に手当てすることを基本に、より事業効果が得られるよう、また市の財政への影響を最小限に抑えるよう努めたところでございます。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君（登壇） それでは、私から昨年度の新型コロナウイルス感染症に係る経済対策の成果、効果についてご答弁を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る砂川市の経済対策は、国及び北海道において講じている経済対策の対象とならない事業者を重点的に手当てすることを基本に、その時々市内経済状況や国、北海道の動向、人々が往来できる環境などを見極めながら、昨年4月以降段階的に売上げ減少支援、固定費支援、雇用支援、休業支援、感染予防、消費喚起と大きな6つの柱で20事業、決算額で申しますと2億759万3,831円で実施してきたところでございます。

地域経済に対する支援策の効果についてであります。市内事業者に対しましては商工会議所と共同で3回のアンケート調査を行うとともに、商工会議所その他の業界団体などと連携し、ご意見を伺いながら、その都度必要な対策を講じており、事業規模や雇用者数などにより各種支援を講じても影響が大きな事業所があるものの、令和2年中の国、道及び市の給付金を含めた事業収入額と令和元年度中の事業収入額の比較に基づき、現金給付を行う経営持続化支援給付金の申請の内容を確認しますと、当初想定したものより経済的な影響が少ないこともあり、これまでの経済対策は一定の効果があるものと判断しているところでございます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君（登壇） 3点目といたしまして、コロナ禍での高齢者への対策はどのように行われたのかご質問がございましたので、私からご答弁申し上げます。

高齢者の感染症予防対策といたしまして、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備え、予防接種法による定期接種である高齢者等のインフルエンザ予防接種について令和2年度に限り市内で接種する場合の自己負担金1,000円を無料化することで感染による重症化の予防を図るとともに、新型コロナウイルスのワクチン接種につきましても国の指針に基づき、希望される高齢者から優先接種を開始できるよう準備を進めてきたところであります。高齢者がコロナ禍においても可能な範囲で地域住民同士の交流を深め、感染症に留意しながら日常生活を過ごせるように予算執行に努めてきたところであります。緊急事態宣言の発令中は接触機会の低減を図るため、地域の公共施設やふれあいセンターの休所等により趣味や体を動かす活動機会が減少するなど、ご不便をおかけしたこともあったものと考えてございます。

このような状況を踏まえ、市では地域における自主的な取組であるサロン活動の実践団体に対し加齢等により身体や精神が衰えるフレイルの予防などをまとめた文書の送付、高

高齢者が自宅でできる体操、筋肉トレーニングを紹介する広報記事の掲載、通年型介護予防教室の参加者へ写真つきの体操手順書を送付するなど、高齢者にとって外出機会が減っても身体的な機能の維持が図られるよう健康管理に係る情報提供に努めてきたところであります。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 峯田和興君（登壇） 私からコロナ禍での文化、体育施設における利用者等の影響についてご答弁申し上げます。

市の公共施設は、感染拡大の状況に応じて国の緊急事態宣言における北海道の措置内容を踏まえ、令和2年度は4月19日から5月31日まで臨時休館や利用休止の対応としたところであります。令和2年度における各施設の利用者の状況であります。公民館は令和2年度1万4,243人、元年度2万4,230人で、前年度比41.2%減、図書館は2年度1万3,371人、元年度2万1,726人で38.5%減、総合体育館は2年度2万5,300人、元年度4万1,463人で39.0%減、海洋センターは2年度1万5,632人、元年度2万1,384人で26.9%減、改修工事中であったテニスコートを除く屋外体育施設、海洋センター艇庫、弓道場、市営野球場、市営軟式野球場、北グラウンド、市営陸上競技場、市営日の出サッカー場、日の出公園多目的広場ですが、2年度2万6,206人、元年度4万8,841人で46.3%減、その他指定管理者で運営している地域交流センターは2年度2万3,750人、元年度5万7,170人で58.5%減であり、おおむね4割から6割程度の減少であります。

次に、利用料収入の状況であります。公民館は令和2年度145万6,000円、元年度194万円で、前年度比24.9%減、総合体育館は2年度246万4,000円、元年度329万5,000円で25.2%減、海洋センターは2年度60万9,000円、元年度86万7,000円で29.8%減、テニスコートを除く屋外体育施設は2年度5万6,000円、元年度24万円で76.7%減、地域交流センターの貸室、貸館等は2年度714万7,000円、元年度832万円で14.1%減であり、減少幅の影響が大きい屋外体育施設を除くと2割から3割程度の減少であります。

公共施設への収入減の対応につきましては、各施設の影響は利用者でおおむね4割から6割程度の減少で、利用料収入の影響は2割から3割程度の減少と少ないところですが、指定管理者NPO法人ゆうが管理運営しています地域交流センターは臨時休館による貸館収入の減少が想定されたことから、令和2年度では特別定額給付金支給事務の会場を地域交流センターとし、貸館収入273万1,000円の増額となったところであります。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員の再質疑は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時08分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 令和2年度の砂川市の一般会計の決算についてお伺いをして、今答弁をいただきました。

本当にコロナ、コロナで新型コロナの1年、令和2年、今も残念ながら続いているわけなのですが、そもそも新庁舎建設だけでも三十何億という大きな大きな事業の中であつたのに、さらに新型コロナによつての国からの補助あるいは道からの補助、この辺を中心にいる経済対策も行われてきたと思つているのですけれども、ここで一つ一つのことではなく、絞り込んで次の質疑を行つていきたいと思つているのですけれども、特別委員会も今後2日間、日程が予定されていますので、絞り込んでいきたいと思つています。

まず、経済対策についてお伺いするのですけれども、各種の経済対策が行われて、特にかなり厳しい、今も同じでしょうけれども、厳しい飲食店あるいは宿泊業、特色的に家賃収入であつたり上下水道での補助であつたり、結構いい施策が行われてきたのではないかとと思つています。

ここで伺つたいのは、プレミアム商品券のことをあえて伺つたいと思つているのです。令和2年度のプレミアム商品券は、それこそ5,500万円ぐらいでしたか、市で予算を取つて、50%の割増しという、これまでとは全く違つた形のプレミアム商品券を発売してきたと思つます。

そのプレミアム商品券なのですけれども、この目的というのが2つあつたと思つています。1つは、激減した各商店街の売上げの早期回復という点と、それからもう一つ大きな目的としては市民の家計支援ということがありました。私は、ここで令和2年度のプレミアム商品券で注目したいのは、市民の家計支援という点が十分だつたのかと思つているのです。この令和2年度のプレミアム商品券は、私の調査によれば全体で売上げ1億6,200万円ほどですか。それで、1万円でたしか5,000円がつくという1セットだつたと思つているのですけれども、1万セット以上が販売されてきたと聞いています。ただ、ここで何人の方がこれを買われたのかということなのですけれども、このときのプレミアム商品券はたしか広報の中にチラシを折り込んで行つたというプレミアム商品券だと思つるので、ほぼ1世帯について買うチラシがついてきた。つまりこれは世帯と言ってもいいのかと思つわけです。そうすると、5,500人弱の方々が買われたということになるわけです。今砂川市の総世帯数というのは8,724世帯ありまして、何%の方がこのプレミアム商品券を買われたかというとなつと62.8%に、単純に計算するとそうなるのです。つまり4割近い方々が、世帯としてですけれども、このプレミアム商品券を利用されなかつたということになるわけです。ここの理由を私はどう捉えていったらいいのかな。つまり市民の家計支援という意味で、このプレミアム商品券が大きな力を発揮したのかと思つているのです。こんなお得な商品券です。今まで商工会議所がやられて、市も一部を補助してきたのは大

体2割という商品券でした。50%のプレミアム率というのはお得でお得で、ほとんどの方々がこれを買われるかと私は思ったのですけれども、先ほども言ったとおり結果的には62%。この4割の買われない方々がどうだったのだろうか。私がよく耳にするのは、もともとのお金、つまり生活ぎりぎりで行っている、一月の支出額、大体決まっているわけです。そこに向かって1万円でお得なのは分かっているのだけれども、そのゆとりがない。買いたくても買えないという声を多く聞きました。この辺のところが決算、プレミアム商品券というこの事業の総括がもう既にできるだろうと思うものですから、今私が質問の中でお話をした点について、経済部はどういう分析をし、どう思われているのかをお伺いしたいと思います。

それから次に、高齢者対策の質疑したのですけれども、この令和2年、私がいろいろな機会でもコロナ禍でもあるので、なかなかお宅を今までのように訪問することはできなかったのは確かなのですけれども、そんな中でもマスクをしながら訪問すると、高齢者の皆さん、真面目なのです。このコロナが大流行している、なるべく外に出ない。密を避けるような生活をして、お友達とも余り会うことをせずに家の中で過ごすという方々がとても多かったです。私が行ったときも、会話が成り立たないぐらい。つまり余り人と話されていない方々とも何人かと接したのです。私と話している間に、もちろん普通に会話はできるという状態にはなったのですけれども、多分テレビをたくさん見ながら、1人で家の中で過ごしておられたのかと思うのです。

今保健福祉部長の答弁の中で、いろいろな高齢者に対する施策も行ってきたというお話がありました。いろいろなものを見ている中で、本当にそうだったのだろうか、十分だったのだろうかとは思います。例えば広報紙、広報すながわの中でもふれあいセンターのコーナーというのがあって、そこでは毎回保健師さんたちがいろいろなことを書いている場面、これは見てきました。だけれども、体を動かすとか、あるいは声を出すとか、そういうものに特化したというのは、そう何回もなかったのです。これはもっと工夫ができなかったのかと実は思っていて、先ほど公共施設がいろいろな形で休みになったり、そうなるとうまくいきいき体操だったり、いろいろなそういう体を動かすということも中止になったりとかということも重なって、先ほど言ったとおりに、だんだん皆さんが動かないのが当たり前みたいな形になっていってしまっているのではないかと思います。

この決算での質疑というのは、来年に向けての予算についてもこの決算を通じて何らかの方策が取れないかという意味もありますので、もう少し高齢者に向かってこのコロナ禍の中で、先ほど言った体を動かす、あるいは声を出す、いろいろな方々と触れ合うということについて、市としてももう少し工夫があってもいいのかなと思います。

今砂川市の伝達手段は、残念ながらほぼ広報すながわだと思うのです。この前もスマホに来るラインで停電のお知らせなんか、すごくタイムリーなお知らせもあったのですけれども、なかなか高齢者の皆さん、ラインを見るということもないし、うちにはFMラジオ

なんていうものないし、動画を見る機会もなかなかないし、デジタルの情報はあるのだけれども、普通のテレビで見れるというわけでもないしと考えていくと、高齢者がいろいろなこと、例えば今はいきいき体操はやっていますから、そのいきいき体操の、例えばビデオなり指導者の方がFMラジオか何かでお話をしながら指導するということもできるのでしょうけれども、砂川市の場合は今は紙媒体の広報すながわでしかお知らせができないのが現状かと思うのです。かといって、何か折り込みチラシで高齢者の皆さんに何とか1日の何分でもいいから体を動かしましょうなんていうお知らせも一つもなかったし、もう少しこういう異常なコロナ禍でなるべく人と接しないようにという以上は、家の中でも何かできるということをもっと発信をできたらよかったですかと私は思います。

それで、今現在もそうなのですけれども、砂川市の場合は、例えばまん延防止が出た、あるいは緊急事態宣言が出た、こうなるとすぐ公共施設、うわっと休館、休止、授業も中止となっていくのです。私は、ここももう少しそろそろ、この令和2年度はコロナがはやってすぐだったので、どうしようもないかも分からないのですけれども、もう少し違う形、砂川市独自で考えてもいいのではないかと考えています。私ももう既にワクチン2回接種をしていますし、ワクチンが無敵ではないということも十分分かっているのですけれども、例えば野外施設、特に高齢者なんかを使うパークゴルフ場とか、あるいは老人の憩の家でみんなが集まってお茶を飲んだりしている、こういうところはワクチンを2回打った方はオーケーとか。この前の報告でいえば、ワクチン、高齢者の方々ほとんど8割以上がもう打っているということでもあるので、あるいは高齢者がプレーをするだろうというパークゴルフ場であれば、市内に限定という形で絞り込んでオープンをしておくとか、そういういろいろなやり方があったのではないのかと思うのです。令和2年度ではなかなかそこまでできなかったとするなら、今後はそういう形をぜひ取ってみたいならどうなのだろうと私は思っているのです。今絞り込んでしまいましたけれども、経済対策の関係、あるいは高齢者の対策の関係、できれば今後に通じるようなご答弁を併せていただければと思っています。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 それでは、私からプレミアム商品券の考え方ということについてのご質問でございますので、ご答弁させていただきます。

議員さんおっしゃるとおり、令和2年度の購入の割合につきましては、6割ちょっとということでございまして、4割の世帯の方については購入されていないということでございます。この目的としまして、市内の事業者の皆様の上げの早期回復ということもございまして、また議員さんおっしゃられた家計支援というのも一つの目的かもしれませんが、この事業を行おうとしたときに、家計支援も一つの目的ではございますが、消費を喚起するという目的でございます。ほかのまちでも給付型のクーポン分のみを給付するような事業をされている市町村ももちろんあるのは把握しておりますが、あくまでも私たちは自分

のお金を使ってプレミアムを上乗せして、それで消費を喚起して、市内により多くの経済活動を拡大させたいという目的でございます。購入型のプレミアム商品券の事業というのは、前提には消費意欲のより高い補助が購入するだろうという前提も考え方の一つとしてございますので、そういった方を対象としてといたしますか、ターゲットの大部分として考えて、そういう方々に購入をしていただいて、市内への消費喚起を促すということで実施したところでございます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 令和2年度におきまして、高齢者の方に、例えば自宅での生活、そこでの運動などについての広報掲載回数につきましては、回数としてはご指摘のとおり多くはございませんでしたけれども、1回目の答弁でも申し上げましたが、例えばサロン活動の実践団体の皆様には、令和元年度でいえば延べ回数で5,600人を超えるという参加状況の地域ごとで実施いただいている、そのサロン活動。この参加されている、行っている団体の皆様に対して、フレイル予防に関して、自宅での活動量を増やすことや、栄養を偏らず、インスタント等に限らず取っていただく。親族、友人同士、電話で交流を図っていただくことなど、非常に大切なことが基本的に行っていただければということで啓発活動には取り組んできたところでございます。

現状といたしましても、現在いろいろな施設が休止と。また、事業についても十二分にはできていない。これは、昨年度と同様というところは緊急事態宣言でありますので、このような状況の中、また改めて自宅での運動ですとか、必要なことは広報紙中心になってまいります。できるだけ周知に努めてまいりたいと思っておりますし、根本的にどのような支援が必要な方がいらっしゃるのか。例えば市はもちろんであります。地域包括支援センターも庁舎内に入り、より一層連携を深めてございますので、情報交換を図りながら対応を努めてまいりたいと考えてございます。

また、公共施設の休止に関してということのご質問もございましたが、市の対策本部の事務局としてご答弁申し上げますけれども、本市といたしましては原則的に北海道が今こういう状況にあるので、一般措置区域であってもこのような方針でと示されたものに基づき、本市としての対応を全庁的に整合性を図りながら協議、決定しているところでございます。

今後は、議員もご指摘のとおり、ワクチンの接種という令和2年度とは違う状況がございますので、また国からは今後行動制限緩和に関しての何らかの指針というものも示される可能性ある中、情報収集に努めながら全庁的な協議をまた続けてまいりたいと考えてございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 経済対策、高齢者対策も、あるいは今後の公共施設の使い方も砂川市の今方向性というのが見えたので、それをもうそれ以上どうのこうの言うことではないのですけれども、ただ何か砂川市は独自性がないのだな。みんな北海道や国の言うとおりのな

だなど。それは、非常に楽だと思うのですけれども、危険も少なくはないと思うのです。言われたとおりにやっていますので。だけれども、それでいいのだろうかとは思うのです。

例えば先ほどのプレミアム商品券なのですけれども、もう令和3年も、今年もやっているのです、二度とこんな50%もなんていう、コロナ対策でもう一回やるなんていうことがないにこしたことはないとは私は思いますけれども、このプレミアム商品券、お得なお得なプレミアム商品券を4割近い世帯の方々が買われなかったということに対する分析、これはもう少し考えていかないと、次の施策を打つときにお金のある、ある程度余裕のある方には非常にお得だけれども、なかなか苦しい世帯に対して家計の支援ということは、もうそれはやらないと言っているのと同じように私は思うのです。それでいいのだろうか、それでよかったのだろうかとは今は今思います。とにかく経済部としては、経済を回すことが一番の目的だったのだ。それはそれで……。ただ、このプレミアム商品券というのは、私日常の中では全然悪いと思っていないのです。先ほども言いました2割とかという部分では。でも、今回6,000万円近い税金を投入しつつのプレミアム商品券だったので、市民の多くの方々が買い物に出かけてくれるという方法というのがあったらと思います。それは、もう本当に皆さんに配ってしまうということなのですからけれども、先ほども言ったクーポン券のことですね。ほかのクーポン券をやったところでは、9割近い住民の方々が地元の商店に買い物に行っている。このプレミアム商品券のときは、大型店も併せて行っていると思うのです。今まででいくと、大体8割ぐらいのお金が大型店に流れているということですよ。もしこの1億円のうち8割が流れていってしまったとすれば、地元に戻っていったお金は2割ですね。2割だったら2,000万円なのです。もし2,000万円だったとすれば、この5,000万円の原資、大型店に行ってしまうということですね。であるならば、生活ぎりぎりの方、このクーポン券に手が出せない方々にも、買い物のチャンスがあれば地元のところには5,000万円、6,000万円近いお金が流れていくということになると思うのです。地元企業に向けての経済の売上げの早期回復という意味で、私が今言っていることと、このプレミアム商品券、令和2年で行ったものと、どちらが本当に地元という意味での経済活性化に役を立てさせられるのかという部分が十分考えてもいいものではないかと思うのです。市民の多くの方々に利用してもらおう。市民の4割の方々が利用されなかったという、このところのもう少し分析が経済部でも行われていなかったのかどうか、そこを3回目でも最後にお伺いをしたいと思います。

それから、高齢者の対策の関係なのですけれども、今後もう少し道がやめろと言うからやめろというのを率直に聞いて、何か寂しいなという感じはします。例えばスポーツ施設なんていうのは野外が多いですけれども、そういう野外の場合に、例えば札幌あたりから、札幌はもう特定地域だから、そのスポーツ施設が利用できない人が、もし砂川市が開いていたとすればみんな押し寄せて予約してくるなんていう心配があるという理由であれば、



それなりに分かるのです。そうなれば、そこはやめてもらって、市内の方に限定すればいいわけです。そういうやり方を少し考えてもいいのではないのかと思うのです。私が矛盾だと思うのは、ダートトライアルだとか、あそこのもう一つのこちら側の、要するにオートスポーツランドの大会が行われたのです。市内のゲートボールだとか、それから高齢者施設は閉まっているのに、あそこはオーケーなのかと。現に車いっぱい来て、全道大会どころではないです。全国大会まで行われたのです。もちろん感染拡大しているところからもたくさん来られたら、市内で限定されているなんていうことは全くない催し物だと思うのです。あそこだって市の施設ではないですか。ですから、やっていることに整合性が取れていないのです。総務部長、首振ってくれているので、総務部長が答えてもいいです。私の言うことが違うという意思表示をされているのだから、話してください。だから、こういう点って、これ最後の質疑なので、どうやって市民の皆さんに説明をするのか、そこをぜひお聞かせください。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 プレミアム商品券の件についてご答弁申し上げます。

議員さんおっしゃられたとおり、大型店と小規模店の商品券の使われ方でございますが、小規模店、令和2年度で4割弱ぐらいという、37%程度ということで、金額にして全体の換金率で6,100万円ほど小規模事業者で利用されているということでございます。プレミアム商品券の事業の目的を、多く目的とするということ、やり方が若干ぶれるのではないかと思います。あくまでも私が経済部ということで、市内の事業者の方だけを向いて事業を組んでいると言うつもりはございません。家計支援という側面もあろうかと思いますので、それは重々承知をしておりますが、このプレミアム商品券の大きな目的は消費喚起であり、市内の経済を活性化させるというのがまずの目的ということでございます。また、今年度の話も若干させていただきますと、小規模店の割合も増えておりますので、市内の事業者の方についても換金の全体の4割、小規模店に回っていて昨年度より増えているということで一定の経済対策の効果があったものと考えております。今後につきましては、その時々状況を十分勘案しながら、商品券の事業については取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 私も緊急対策本部の一員でもありますので、論議の中に入りながら利用休止等々お話をさせてもらっています。整合取れないというお話については、私首を振りました。一般開放については、ダートトライアルも含めて使用禁止にしていますので、それは当然同じような取扱いをしています。それから、大会があったのではないかという話については、これは道も同じなのですけれども、北海道大会、それから全国等々につながるような大会については、中高生含めて感染対策を十分しながら活動してくださいということでありますので、内部的に市内の同好的な人たちが集まって大会をやるな

んていうところと全道、全国規模の大会とはすみ分けをしてやられているというところはお理解いただきたいと思います。大きな大会ですと、当然人の流れがありますけれども、それぞれが責任を持って感染対策をしながら大会に集まってくる、そういう中で市内における大会というのは別物と考えて会場の使用の関係はしておりますので、統一した見解の中で整合性を取って皆さんで検討して答えとして出していますので。それから、期間も、去年の話と今年の話でもあります。状況が変わってきているので、この後どうなのかというのもまた変わってくるかもしれませんが、それはその本部会議等々で十分内部協議をしながら、これからどうしようかという話も今後もしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っています。

○議長 水島美喜子君 他に発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第11号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第12号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第12号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第13号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第13号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第14号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第14号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第15号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第15号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第16号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第16号の総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております6議案は、10名をもって構成する決算審査特別委員会

を設置し、これに付託して閉会中継続審査を行うことにしたいと思っております。このことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、砂川市議会委員会条例第8条の規定に基づき、議長が指名します。

決算審査特別委員会委員に飯澤明彦議員、小黒弘議員、北谷文夫議員、沢田広志議員、武田真議員、多比良和伸議員、辻勲議員、中道博武議員、増井浩一議員、増山裕司議員、以上のとおり指名いたします。

◎日程第6 議案第17号 令和3年度砂川市一般会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第6、議案第17号 令和3年度砂川市一般会計補正予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第17号 令和3年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第7号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,081万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ135億7,041万5,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある二重丸は新規事業であります。

12ページを御覧いただきたいと存じます。7款商工費、1項1目商工振興費で二重丸、地方創生臨時交付金事業（事業者支援分）に要する経費2,081万円の補正であります。この事業は地方創生臨時交付金を活用して実施するものであります。若干説明をさせていただきますが、この交付金は緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により経済活動への影響が生じていることを踏まえ、その影響を受けている事業者に対し地域の実情に応じきめ細かく支援の取組が実施できるよう事業者支援分として交付されるもので、総額1,000億円を市町村に交付するものであり、主に事業者数を基礎に財政力を反映し、算定され、砂川市の交付限度額は1,928万3,000円となっているものであります。今回の補正予算では、主に新型コロナウイルス感染症の感染拡大による北海道緊急事態措置に伴う要請による時短営業や活動の自粛などで大きな影響を受けている中小事業者に対し、事業活動の維持継続のため支援を行うものであります。まず1点目、中小企業特別支援給付金590万円は、外出、往来の自粛等による影響を受け、8月、9月のいずれかの売上

げが前年または前々年に比べ20%以上の減少があった事業者で、国の月次支援金を受けた事業者を除く中小事業者に対し一律5万円を給付するものであり、さらに市内の時短営業対象の飲食店などと直接的、継続的な取引があった酒類販売店に20万円、その他の中小事業者に10万円を加給するものであります。次に、中小企業緊急事態措置協力支援給付金200万円は、営業時間の短縮等により緊急事態措置協力支援金を受給した事業者のうち、特に売上げ減少額の大きな事業者に対し影響緩和のため給付金を支給するものであります。次に、中小企業店舗等確保支援給付金612万9,000円は、8月、9月のいずれかの売上げが前年または前々年に比べ20%以上減少し、事業活動に支障が生じている宿泊業、飲食店を営む市内中小事業者に対し店舗等に係る家賃または機器リース料について月5万円を上限に2か月分を支援給付金として支給するものであります。次に、水道料金等支援給付金293万6,000円は、8月、9月の緊急事態措置に伴う北海道の要請により事業活動の影響を受けた宿泊業、飲食店を営む者に水道料金及び下水道使用料の全額を給付することで継続的に事業を営むことができるように支援するものであります。次に、飲食業等雇用継続支援給付金383万円は、時短、自粛要請等で影響を受けた市内事業者の中でも一定規模以上の従業員を雇用する宿泊業、飲食店は特に深刻な影響を受けていることから、引き続き雇用の継続ができるよう給付金を支給するものであります。次に、その他の経費1万5,000円は、申請書送付等の通信運搬費であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。15款国庫支出金で1,928万3,000円の補正は、地方創生臨時交付金事業費に係る総務費国庫補助金であります。

19款繰入金152万7,000円の補正は、財源調整のため財政調整基金から繰り入れるものであります。

以上が歳入であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

議案第17号に対する質疑は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時00分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 (登壇) それでは、議案第17号 砂川市一般会計補正予算につきまして質疑をさせていただきたいと思っております。

今回またという言い方がいいのかどうか分かりませんが、緊急事態に伴い地方創生臨時交付金事業ということで事業所支援分ということでの補正予算ということで、今ほど概要についてご説明いただきました。いわゆる国が地域の実情に合わせて、一番その実情が分かっている自治体がいろいろと考えて、それを地域に支援という形で行ってくださいという国からのお金であるということで、このまちのことを一番分かっているはずの砂川市が考えた今回の給付金ということになるかと思いますが、これまでもあったものから、また膨らんだものですかということ、いろいろ5つの給付金という形で上がってきておりますが、全体的に今回の給付するに当たって、砂川市で地域の実情というものをどう捉えて、この5つの臨時交付金事業を設定したのかということをお聞かせ願いたいと思います。

そして次に、一つ一つになるのですけれども、概要は分かりましたが、ユーチューブ配信もされていますので、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思うわけなのですが、中小企業特別支援給付金20%以上影響が出ている。さらには、酒類の販売をなさっている、飲食店に卸している業者はまたさらにというお話でしたけれども、具体的にどういったことを想定されているのか教えていただきたいと思います。

中小企業緊急事態措置協力支援給付金ですけれども、こちらに関しては特に影響が大きい事業所という話がありましたが、どういったところを想定されているのかも含め教えていただければと思います。

中小企業店舗等確保支援給付金に関しましては、家賃は家賃、それから今までリースはリースということであったかと思うのですが、今ほどの説明ではそれらの給付金の在り方、合体したような今回の支援給付金ということで理解してよろしいのか教えていただきたいと思います。

あとは、飲食業等雇用継続支援給付金、一定規模以上のというお話がありましたが、具体的にどのようなところを想定され、どのような支援内容なのかを教えていただきたいと思います。

最後には、これまでずっと給付金等がいろいろな形で行われてきたわけなのですけれども、市内の業者さん、高齢な方も多かたりするわけで、そういった方たちがもうどれがどれだか、何が何だか分からないということで、入り口から白旗を上げてしまっている方もいらっしゃいます。商工会議所の例えば会員になっていらっしゃる事業所なんていうのは、商工会議所さんが赴いていただいたり心配して電話かけていただいたりとかしながら、ある程度対応していただいているのかと思うのですけれども、そういったところになかなか、属するだけでもお金かかりますので、所属していない事業者の方たちというのに対しては、情報すらもなかなか届いていない状況もあるということもありますので、情報提供体制と支援の体制、その辺りについてお伺いさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 (登壇) それでは、今回の地方創生臨時交付金事業(事業者支援分)でございますが、こちらにつきましての本市の実情をどのように捉えているかと、基本的な考え方についてご答弁を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る砂川市の経済対策は、国及び北海道において講じている経済対策の対象とならない事業者を重点的に手当てすることを基本に、その時々市内の経済状況や国、北海道の動向、人々が往来できる環境などを見極めながら商工会議所その他の業界団体などと連携し、ご意見を伺いながら、昨年4月以降段階的に実施してきたところでございます。今年に入りまして、砂川市が5月16日から6月20日まで及び8月27日から9月30日まで北海道に発出された緊急事態宣言の一般措置区域に含まれたことに伴い、不要不急の外出や移動などを控えるとともに、営業時間の短縮などの要請に応じた飲食店等を中心に市内経済への影響の深刻度が増していることから、このたびの経済対策の方針としまして、現在申請を受け付けている国や道の支援金のほか、7月の臨時会で議決をいただいた中小企業特別支援金も含めて緊急的な措置として全業種を対象として幅広く支援するとともに、売上げ規模が大きく雇用者数が多い、コロナ禍の影響が甚大な事業者には手厚く支援することを基本的な方針としたところでございます。

続きまして、それぞれの給付金の詳細のご質問でございます。1つ目は、7月の臨時会において議決をいただきました中小企業特別支援給付金の内容を一部改正するもので、対象を緊急事態宣言により外出自粛等の影響を受けた全ての業種とし、支援要件は北海道が飲食店等に対し支給する緊急事態措置協力支援金の支給対象とならない事業者で、8月、9月のいずれかの月の売上げが前年または前々年の同月と比較して20%以上50%未満減少した事業者に一律5万円を支給するとともに、緊急事態宣言に伴い営業時間の短縮等の要請対象となる市内飲食店等と直接的かつ継続的な取引があると認められる事業者で8月、9月のいずれかの月の売上げが前年または前々年の同月と比較して20%以上減少した事業者に対し別途10万円、飲食店に酒類を卸している事業者については20万円を支給するものであります。申請期限は1月末日までとし、支給事業者数を100事業者と見込んでいるところでございます。なお、7月の臨時会において議決をいただきました5月、6月における緊急事態措置に対応した給付金も現在申請を受け付けておりますが、本年2度目の緊急事態措置に伴い営業時間の短縮等の要請対象となる市内飲食店等と直接的かつ継続的な取引があると認められる事業者につきまして、さらに深刻な影響を受けていることから、既に申請をいただいた事業者に対して5万円、飲食店に酒類を卸している事業者につきましては15万円を追加で支給するものであります。

2つ目の中小企業緊急事態措置協力支援給付金につきましては、対象を5月、6月、8月、9月の緊急事態措置に伴う道の時短要請を受け、時短もしくは休業となり、直接的な影響を受けた飲食店等で5月、6月、8月、9月のいずれかの月において道の緊急事態措

置協力支援金の1日の支給額が2万5,001円以上5万円未満の場合は20万円、5万円以上7万5,000円以下の場合は40万円を支給するものであります。支給期限は、1月末日までとし、支給事業者数を7事業者と見込んでいるところでございます。

3つ目の中小企業店舗等確保支援給付金につきましては、対象を8月、9月の緊急事態措置に伴う道の時短要請により直接的または間接的な影響を受けた飲食店、宿泊業を営んでいる事業者で、8月、9月のいずれかの月の売上高が前年または前々年の同月と比較して20%以上減少した事業者に対し、固定費である店舗等に係る家賃及びリース機器等に係るリース料の合計額を補助するものであり、1か月5万円を限度として8月、9月の2か月分を給付するものであります。申請期限は1月末日までとし、支給事業者数を65事業者と見込んでいるところでございます。

最後に、飲食業等雇用継続支援給付金につきましては、対象を8月、9月の緊急事態措置に伴う道の時短要請により直接的または間接的な影響を受けた飲食店、宿泊業を営んでいる事業者で、団体客を主として受け入れている飲食店、宿泊業への支援策として雇用の継続を支援するため、社会保険または雇用保険に加入している従業者数に応じて現金給付をするものであり、従業員数が6人以上20人以下は1人当たり2万円、従業員数が21人以上は1人当たり3万円を給付するものであります。申請期限は1月末日までとし、事業者における支給雇用者数を148人と見込んでいるところであります。

以上、これらの給付金につきましては、今後市ホームページ、広報すながわ、商工会議所会報「ななかまど」にて周知する予定であり、家賃及びリース料を補助する中小企業店舗等確保支援給付金につきましては、対象者に申請書を郵送する予定としております。

3つ目のご質問でございます。市内の事業者の方にはもちろん商工会議所に加入されていない事業者の方もいらっしゃいますし、また経営者の中には高齢等の理由により、なかなか支援の内容、給付金の内容が分かりづらいという方もいらっしゃるかと思いますので、この部分につきましては会議所その他の業界団体や、既に何回か経済対策をしております。その中で該当するであろうという事業者の方も把握しておりますので、そういったところで個別に対応できるものは対応したいと思いますし、また窓口にお見えになられたときには、担当者がしっかりと対応させていただきたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君（登壇） それでは、私から地方創生臨時交付金事業（事業者支援分）に要する経費のうち、4つ目の水道料金等支援給付金の詳細についてご答弁を申し上げます。

水道料金等支援給付金につきましては、今ほど経済部長から説明のありました中小企業店舗等確保支援給付金等と同様に8月、9月の緊急事態措置によって経営に大きな影響を受けている宿泊業及び飲食店に対し事業活動の維持または継続のための緊急的な支援措置として8月、9月の2か月分全額の水道料金及び下水道使用料を給付するものでござい

して、この給付金につきましては昨年5月及び本年1月に続いて3回目の実施となるものでございます。給付対象者につきましては、市内の宿泊業及び飲食店を営む者で水道料金の用途を業務用として届出している方でありまして、申請日現在において事業活動を行っているものとしていただいております。対象件数につきましては、宿泊業が8件、飲食店が78件の合計で86件を見込んでいただいております。周知方法及び申請方法につきましては、給付対象者に対しまして案内文と給付金申請書、返信用封筒を送付いたしまして、本年11月30日を期限といたしまして、郵送で申請をしていただくこととしていただいております。今後準備が整い次第、発送する予定でありまして、併せて市ホームページ、広報すながわ等で周知を図ってまいります予定でございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 分かりました。

最後に1点だけなのですが、これまでもこういったいろいろな申請書類を自分たちの帳簿を何年も前のを引っ張り出しながら一生懸命申請書類を出してきているのだらうなと思うのですが、もしその辺り申請に当たっての負担の軽減というか、例えば過去の部分把握できているのであれば、それ以外の部分だけを記入してもらえればよいような、そういった寄り添っていただけるような取組ができるのであればお願いしたいと思うのですが、その辺りについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 1回目のご答弁でもお話をしたとおり、事業者の中には高齢等でなかなか申請書の記入が苦手な方もいらっしゃるかと思います。これまでも何回か同様の経済対策を講じておりまして、申請書等もできる限り申請者の方の申請する箇所が少なくなるようなことができるかどうかというのはこの後現場で検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第18号 砂川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長 水島美喜子君 日程第7、議案第18号 砂川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員（登壇） それでは、議案第18号 砂川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを説明申し上げます。

改正の理由は、本会議及び委員会の欠席事由の明文化並びに請願に係る押印を求める手続の見直しを行うとともに、条文を整理するため、本規則の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げますので、3ページをお開きいただきたいと存じます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインで表示しております。

第2条は、会議における欠席の届出の定めで、第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改めるものであります。

第81条は、委員会における欠席の届出の定めで、第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改めるものであります。

第129条は、請願書の記載事項等の定めで、第1項中「、請願者の住所（法人の場合にはその所在地）及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、第3項を第4項とし、第2項中「請願」を「前2項の請願を」に、「記名押印」を「記名押印を」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に、第2項として「請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。」を加えるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。  
続いて、討論に入ります。  
討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これより、議案第18号を採決します。  
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 報告第1号 令和2年度砂川市健全化判断比率の報告について

○議長 水島美喜子君 日程第8、報告第1号 令和2年度砂川市健全化判断比率の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 報告第1号 令和2年度砂川市健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和2年度健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

令和2年度の各健全化判断比率でございますが、①実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であります。黒字となっておりますので、比率はなしであり、前年度と同様であります。②連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字、資金不足額の標準財政規模に対する比率であります。黒字となっておりますので、比率はなしであり、前年度と同様となっております。③実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金、準元利償還金の標準財政規模に対する比率であります。4.5%となっております。前年度より0.2ポイントの低下となったところであります。④将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。73.9%となっております。前年度より50.7ポイントの増加となったところであります。各健全化判断比率につきましては、表の右欄に記載の早期健全化基準を下回っているものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。  
質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

◎日程第9 報告第2号 令和2年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について

報告第3号 令和2年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について

○議長 水島美喜子君 日程第9、報告第2号 令和2年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について、報告第3号 令和2年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 近藤恭史君（登壇） 報告第2号 令和2年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和2年度砂川市下水道事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、資金不足比率について報告をするものであります。

令和2年度砂川市下水道事業会計の決算では、流動資産は9,682万224円となり、流動負債は4億7万1,782円から流動負債として整理した建設改良費等の財源に充てるための企業債3億8,548万2,883円を控除し、かつ固定負債として整理したその他の企業債2,407万5,000円を加えた額が5,815万6,325円となることから、資金不足額が生じないため、資金不足比率は発生しないものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 報告第3号 令和2年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和2年度砂川市病院事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、資金不足比率について報告するものであります。

令和2年度病院事業会計の決算では、流動資産は38億4,213万8,521円となり、流動負債は20億4,766万2,694円から流動負債として整理した企業債10億4,000万447円を控除した額10億766万2,247円となることから、資金

不足額が生じないため、資金不足比率は発生しないものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより報告第2号及び第3号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第2号及び第3号を終わります。

◎日程第10 報告第5号 監査報告

報告第6号 例月出納検査報告

○議長 水島美喜子君 日程第10、報告第5号 監査報告、報告第6号 例月出納検査報告の2件を一括議題といたします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第5号及び第6号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第5号及び第6号を終わります。

◎日程第11 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実  
・強化を求める意見書について

意見案第2号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書  
について

意見案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財  
源の充実を求める意見書について

意見案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見  
書について

○議長 水島美喜子君 日程第11、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、意見案第2号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書について、意見案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、意見案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についての4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことをございますが、説明省略にご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略いたします。

これより意見案第1号から第4号に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号から第4号を一括採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会宣告

○議長 水島美喜子君 これにて日程の全てを終了いたしました。

令和3年第3回砂川市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年9月15日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員